

税 理 士 法

目 次

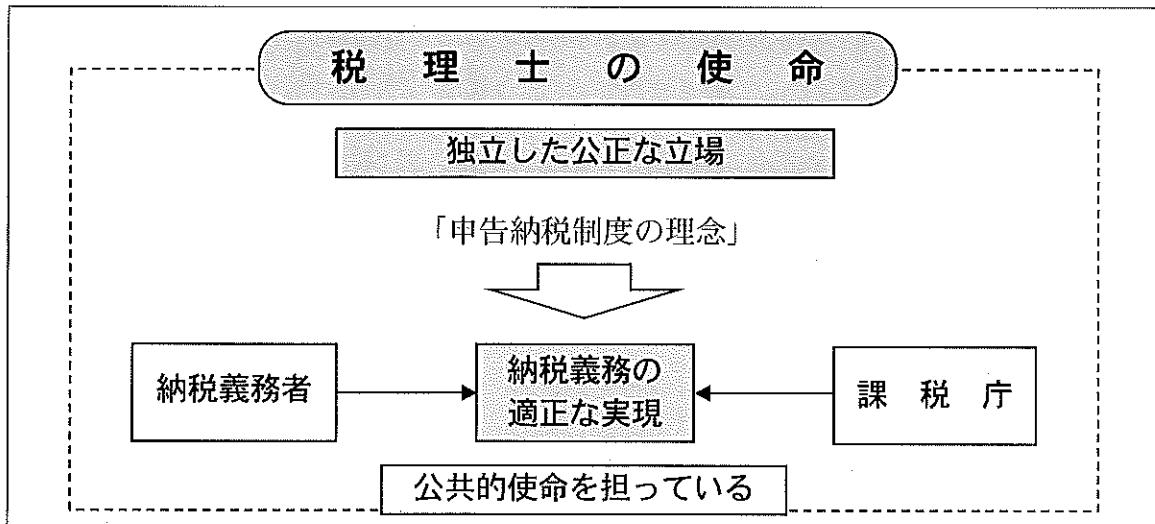
1 総 則	
(1) 税理士の使命	1
(2) 税理士が行う業務	1
(3) 税理士業務は税理士の独占業務	2
2 税理士等に対する指導監督	
(1) 国税庁の任務	2
(2) 指導監督	2
(3) 税理士等に対する指導等	2
3 税理士等に課されている主な義務規定	4
4 税理士法上の調査における非違事例	5
5 その他の非違事例	14

はじめに

1 総 則

(1) 税理士の使命

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする（法1）。



(2) 税理士が行う業務

税理士は、他人の求めに応じ、租税に関し、次に掲げる事務を行うことを業とする（法2）。

イ 税理士業務

税務代理	税務書類の作成	税務相談
税務官公署に対する申告、申請、請求若しくは不服申立て、又は申告等若しくは税務官公署の調査若しくは処分に関し税務官公署に対してする主張若しくは陳述について、代理し、又は代行すること	税務官公署に対する申告等に係る申告書、申請書、請求書、不服申立書等を作成すること	税務官公署に対する申告等、「税務代理」に規定する主張若しくは陳述又は申告書等の作成に関して、租税の課税標準等の計算に関する事項について相談に応ずること
法2①一	法2①二	法2①三

口 付随業務

税理士は、上記の税理士業務のほか、税理士の名称を用いて、他人の求めに応じ、税理士業務に付随して、財務書類の作成、会計帳簿の記帳の代行その他財務に関する事務を業として行うことができる（法2②）。

ハ 裁判所における補佐人としての陳述

税理士は、租税に関する事項について、裁判所において、補佐人として、弁護士である訴訟代理人とともに出頭し、陳述することができる（法2の2）。

（3）税理士業務は税理士の独占業務

税理士又は税理士法人（以下「税理士等」という。）でない者は、別段の定めがある場合を除き、税理士業務を行ってはならない（法52）。

（参考）「別段の定め」

税理士等以外の者が行う税理士業務は、次のとおり。

- ① 臨時の税務書類の作成等（法50）
- ② 税理士業務を行う弁護士等（法51）
- ③ 行政書士等が行う税務書類の作成（法51の2）

2 税理士等に対する指導監督

（1）国税庁の任務

国税庁は、内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現、酒類業の健全な発達及び税理士業務の適正な運営の確保を図ることを任務とする（財務省設置法19）。

（2）指導監督

国税庁長官は、税理士業務の適正な運営を確保するため必要があるときは、税理士等から報告を徴し、又は当該職員をして税理士等に質問し、若しくはその業務に関する帳簿書類を検査させることができる（法55）。

（3）税理士等に対する指導等

税理士法上の調査等により税理士等による税理士法違反の行為が把握された場合には、その違反の程度により、税務署長による行政指導や財務大臣による懲戒処分の手続が行われる。

なお、税理士等の懲戒処分については、

- ① 戒告
- ② 2年以内の税理士業務の停止【注：1年→2年 平成27年4月1日から】
- ③ 税理士業務の禁止

の3種類が定められており（法44）、平成20年3月31日に財務省から公表され、財務省告示第104号「税理士・税理士法人に対する懲戒処分等の考え方」に基づき、懲戒処分の量定が判断される。

【参考1】税理士等に対する懲戒処分等件数

(単位：件)

会計年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
処分件数	59	41	39	38	51
禁止	13	5	11	7	9
停止	46	36	28	31	42
戒告	0	0	0	0	0

3 税理士等に課されている主な義務規定

(税務代理の権限の明示)

第30条 税理士は、税務代理をする場合においては、財務省令で定めるところにより、その権限を有することを証する書面を税務官公署に提出しなければならない。

(税理士証票の提示)

第32条 税理士又は税理士法人が税務代理をする場合において、当該税務代理に係る税理士が税務官公署の職員と直接するときは、当該税理士は、税理士証票を提示しなければならない。

(署名押印の義務)

第33条 税理士又は税理士法人が税務代理をする場合において、租税に関する申告書等を作成して税務官公署に提出するときは、当該税務代理に係る税理士は、当該申告書等に署名押印しなければならない。一省略一

2 税理士又は税理士法人が税務書類の作成をしたときは、当該税務書類の作成に係る税理士は、当該書類に署名押印しなければならない。

3～5 一省略一

(脱税相談等の禁止)

第36条 税理士は、不正に国税若しくは地方税の賦課若しくは徴収を免れ、又は不正に国税若しくは地方税の還付を受けることにつき、指示をし、相談に応じ、その他これらに類似する行為をしてはならない。

(信用失墜行為の禁止)

第37条 税理士は、税理士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。

(非税理士に対する名義貸しの禁止) 【平成27年4月1日施行】

第37条の2 税理士は、第52条又は第53条第1項から第3項までの規定に違反する者に自己の名義を利用させてはならない。

(秘密を守る義務)

第38条 税理士は、正当な理由がなくて、税理士業務に関して知り得た秘密を他に洩らし、又は窃用してはならない。税理士でなくなった後においても、また同様とする。

(会則を守る義務)

第39条 税理士は、所属税理士会及び日本税理士会連合会の会則を守らなければならない。

(研修)

第39条の2 税理士は、所属税理士会及び日本税理士会連合会が行う研修を受け、その資質の向上を図るよう努めなければならない。

(事務所の設置)

第40条 税理士及び税理士法人は、税理士業務を行うための事務所を設けなければならない。

2 税理士が設けなければならない事務所は、税理士事務所と称する。

3 税理士は、税理士事務所を二以上設けてはならない。

4 税理士法人の社員は、税理士業務を行うための事務所を設けてはならない。

(帳簿作成の義務)

第41条 税理士は、税理士業務に関して帳簿を作成し、委嘱者別に、かつ、一件ごとに、税務代理、税務書類の作成又は税務相談の内容及びそのてん末を記載しなければならない。

2～3 一省略一

(使用人等に対する監督義務)

第41条の2 税理士は、税理士業務を行うため使用人その他の従業者を使用するときは、税理士業務の適正な遂行に欠けるところのないよう当該使用人その他の従業者を監督しなければならない。

(助言義務)

第41条の3 税理士は、税理士業務を行うに当たって、委嘱者が不正に国税若しくは地方税の賦課若しくは徴収を免れている事実、不正に国税若しくは地方税の還付を受けている事実又は国税若しくは地方税の課税標準等の計算の基礎となるべき事実の全部若しくは一部を隠ぺいし、若しくは仮装している事実があることを知ったときは、直ちに、その是正をするよう助言しなければならない。

4 税理士法上の調査における非違事例

(注) 量定については、平成27年4月1日以後にした不正行為に係る懲戒処分について記載しています。

《脱税相談をした場合》

(事例1)

税理士甲は、滞納のある関与先である法人Aの代表者乙から、法人Aに対する滞納処分の執行を免れたい旨の相談を受け、乙に対して法人Aの事業資産を仮装売買する方法を提案したほか、その仮装売買の相手方の手配を行うなど、不正に国税の徴収を免れるための仮装工作に加担した。

【解説】

税理士甲は、事業資産の売買が仮装であることを認識しながら、関与先に対して不正に国税の徴収を免れることについての具体的な指示等を行ったことから、法第36条（脱税相談等の禁止）に違反し、法第45条第1項に該当します。

《故意に不真正の税務書類の作成をした場合》

(I) 税理士自らが仮装行為をし、不真正の申告書を作成した場合

(事例2)

税理士甲は、関与先である法人Aの法人税及び消費税の確定申告に当たり、法人Aの代表者乙から税金を払わずに手元に資金として置いておきたい旨の依頼を受け、甲が代表者である法人Bに業務委託があったように装うことを乙に提案し、法人B名義の口座に業務委託費として振り込ませた上で架空の業務委託費を計上することにより、所得金額等を不正に圧縮した真正の事実に反する申告書を作成した。

なお、甲は、不正行為に加担した手数料として法人B名義の口座に乙が振り込んだ金額の一部を受領し、その残額を乙に返金していた。

【解説】

税理士甲は、業務委託費の支払があったように仮装するなどの不正行為に積極的に加担し、業務委託費が架空であることを認識しながら、これを計上して申告書を作成したことから、「故意に真正の事実に反して税務書類の作成をした場合」に該当します。

(2) 関与先から真正の事実を知らされていたにもかかわらず、不真正の申告書を作成した場合

(事例 3)

税理士甲は、関与先乙の所得税及び消費税の確定申告に当たり、乙が持参した帳簿には支払事実のない架空の接待交際費が計上されていることを乙から知らされていたにもかかわらず、その架空の接待交際費をそのまま計上することにより、所得金額等を不正に圧縮した真正の事実に反する申告書を作成した。

【解説】

税理士甲は、関与先乙が帳簿に計上している接待交際費が架空である事実を認識しながら、その架空の接待交際費をそのまま計上して申告書を作成したことから、「故意に真正の事実に反して税務書類の作成をした場合」に該当します。

(3) 関与先からの依頼を受け、不真正の申告書を作成した場合

(事例 4)

税理士甲は、関与先乙の相続税の申告に当たり、乙から相続税を減らせないかと依頼され、自ら相続財産である貸付金を申告から除外することにより、課税価格を不正に圧縮した真正の事実に反する申告書を作成した。

【解説】

税理士甲は、関与先からの依頼の有無にかかわらず、貸付金が相続財産であることを認識しながら、自らその貸付金を申告から除外して申告書を作成したことから、「故意に真正の事実に反して税務書類の作成をした場合」に該当します。

(事例 5)

税理士甲は、関与先である法人Aの法人税及び消費税の確定申告に当たり、法人Aの代表者乙から前年に比して所得が増加したため前年並みの所得に対する税額となるように調整してほしい旨の依頼を受け、一度は断ったものの強い要請を受けて、自ら前年と同様並みの税額となるよう架空の外注費や接待交際費等を決算期末に一括して計上することにより、所得金額等を不正に圧縮した真正の事実に反する申告書を作成した。

【解説】

税理士甲は、関与先からの依頼の有無にかかわらず、根拠のない架空の外注費等であることを認識しながら、自らその架空の外注費等を計上して申告書を作成したことから、「故意に真正の事実に反して税務書類の作成をした場合」に該当します。

(事例6)

税理士甲は、関与先乙の所得税及び消費税の確定申告に当たり、乙から自身には多額の借金があり税金を納めることができないので何とかしてほしい旨の依頼を受け、いずれ修正申告をしなければならないことを乙に説明した上で当年分に計上すべき売上金額であると認識しながらその売上金額を翌年分に計上することにより、所得金額等を不正に圧縮した真正の事実に反する申告書を作成した。

【解説】

税理士甲は、関与先からの依頼の有無にかかわらず、当年分に計上すべき売上金額であることを認識しながら、自らその売上金額を当年分の申告から除外して申告書を作成したことから、「故意に真正の事実に反して税務書類の作成をした場合」に該当します。

(4) 関与先からの依頼はないものの、自ら不真正の申告書を作成した場合

(事例7)

税理士甲は、関与先乙の所得税及び消費税の確定申告に当たり、乙から売上計算表を預かり正しい売上金額を認識していたにもかかわらず、乙が納得すると思われる税額になるよう自ら売上金額の一部を除外することにより、所得金額等を不正に圧縮した真正の事実に反する申告書を作成した。

【解説】

税理士甲は、関与先乙の正しい売上金額を認識しながら、自ら売上金額の一部を除外して申告書を作成したことから、「故意に真正の事実に反して税務書類の作成をした場合」に該当します。

《故意に不真正の税務書類の作成を行い、かつ、法第33条の2第1項の規定により添付する書面に虚偽の記載をした場合》

(事例8)

税理士甲は、関与先である法人Aの法人税の確定申告に当たり、支払手数料に関する契約や支払事実が無いことを法人Aの代表者乙から知らされて認識していたにもかかわらず、乙からの要請を受けて架空の支払手数料を計上することにより、所得金額を不正に圧縮した真正の事実に反する申告書を作成した。

また、甲は、上記の申告書の作成に当たり、法第33条の2第1項の規定により添付する書面に「支払手数料について、その支払先とされた法人との契約内容等を検証し、金額の妥当性について審査した」旨の事実と異なる虚偽の記載をした。

【解説】

税理士甲は、支払手数料が架空であることを認識しながら、自らその架空の支払手数料を計上して申告書を作成したことから、「故意に真正の事実に反して税務書類の作成をした場合」に該当します。

また、税理士甲は、法第33条の2第1項の規定により添付する書面に記載した内容の全部が事実と異なっていることをあらかじめ知っていたことから、「第33条の2第1項の規定により添付する書面に虚偽の記載をした場合」に該当します。

なお、この場合の懲戒処分の量定は、不正行為の類型の異なるものが2つあるため、それぞれの不正行為について算定した量定を合計したものを基本とすることとなります。

《自己脱税をした場合》

(1) 税理士本人の所得税等について自己脱税をした場合

(事例9)

税理士甲は、自己の所得税及び消費税の確定申告に当たり、売上金額の全てを顧問先ごとのメモにより把握していたにもかかわらず、売上元帳には売上金額の一部を計上せず、その売上金額を除外することにより、所得金額等を不正に圧縮して申告した。

(2) 税理士本人の相続税について自己脱税をした場合

(事例10)

税理士甲は、実父である乙を被相続人とする自己の相続税の申告に当たり、自己が相続により取得した現金があったにもかかわらず、その現金を日本国外の金融機関に預け入れて隠ぺいし相続財産から除外することにより、課税価格を不正に圧縮して申告した。

(3) 税理士本人が代表者である法人の法人税について自己脱税をした場合

(事例11)

税理士甲は、自己が代表者である法人Aの法人税の確定申告に当たり、実際には役員ではなく勤務実態もない税理士甲の娘である乙が法人Aの役員として業務に従事していたように装うために、開催していない臨時株主総会の議事録等を偽造した上で、架空の役員報酬を計上することにより、所得金額を不正に圧縮して申告した。

【解説】

税理士甲自身が代表者である法人に係る法人税の申告について不正所得金額等がある場合も、信用失墜行為（自己脱税）に該当します。

《多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れをした場合》

(1) 税理士本人の申告が連年無申告である場合

(事例12)

税理士甲は、自己の所得税及び消費税の確定申告に当たり、申告義務があることを認識していたにもかかわらず、関与先の増加に伴い業務多忙となつたことや確定申告しても税金が還付となると見込まれたことを理由に、連年法定申告期限までに確定申告書を提出せずに多額の申告漏れ所得金額等を生じさせた。

なお、甲は、過去にも連年法定申告期限までに確定申告書を提出していなかつたため、税務署から申告書を提出するよう指導されていた。

【解説】

税理士甲は、「税務に関する専門家」であるにもかかわらず自己の所得税等について連年無申告であり、その結果として多額の申告漏れ所得金額等を生じさせたことから、信用失墜行為（多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ）に該当します。

なお、所得税に関しては、所得税の源泉徴収がされており結果として還付申告となる場合でも、所得税法第120条（確定所得申告）の規定に該当するときは確定申告が必要となることに留意が必要です。

(2) 税理士本人が多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れを行った場合

(事例13)

税理士甲は、自己が代表者である法人Aの法人税の確定申告に当たり、日頃から帳簿書類の作成・保存をおろそかにしていたため売上金額や経費の計上漏れにより、多額の申告漏れを生じさせた。

《税理士業務を停止されている税理士への名義貸しをした場合》

(事例14)

税理士甲は、懲戒処分により税理士業務を停止されている税理士乙から依頼を受け、乙が税理士業務の停止期間中に作成した法人税や所得税の確定申告書に署名押印する「名義貸し」行為を行つた。

(注) 懲戒処分により税理士業務を停止されている税理士乙は、その停止処分の期間中に税理士業務を行つていたことから、法第46条の規定に該当します。

《業務け怠をした場合》

(事例15)

税理士甲は、関与先乙等から所得税の確定申告書の作成等の税理士業務の委嘱を受けていたにもかかわらず、申告書の作成作業の遅れや提出の失念等により正当な理由なく、法定申告期限までの提出を怠つたことにより、乙等に対して無申告加算税の賦課や青色申告の承認の取消等の損害を与えた。

《その他反職業倫理的な行為をした場合》

(1) 所属税理士に対して名義貸し行為の指示をした場合

(事例16)

税理士甲は、非税理士乙から乙が作成した法人税の確定申告書に署名押印するよう依頼され、甲の税理士事務所に勤務する所属税理士丙に対してそれらの確定申告書に署名押印するよう指示し、「名義貸し」行為を行わせた。

【解説】

税理士甲は、非税理士乙により作成された申告書に自ら署名押印は行っていませんが、所属税理士丙に対して指示をして署名押印を行わせており、このことは反職業倫理的な行為であることから、信用失墜行為に該当します。

(2) 非税理士による税理士業務を助長する行為をした場合

(事例17)

税理士甲は、非税理士乙が税務書類の作成を行うことを認識しながら、税理士でないと契約を行うことができない申告書の作成が可能なソフトウェアを乙に貸与し、乙が税理士業務を行うことを黙認した。

【解説】

税理士甲は、非税理士乙が税理士業務である税務書類の作成を行うことを認識しながら、税理士でないと契約を行うことができない申告書の作成が可能なソフトウェアを貸与した上で非税理士が申告書の作成を行うことを黙認しており、このことは非税理士が税理士業務を行うことを助長する反職業倫理的な行為であることから、信用失墜行為に該当します。

(3) 業務上横領をした場合

(事例18)

税理士甲は、関与先乙等の事務負担を減らすために、乙等から税理士報酬に係る源泉所得税を預かりその源泉所得税を甲が代わりに納付することを乙等と約定していたにもかかわらず、乙等の承諾を得ずに自身の税理士事務所の運営資金に流用し、その源泉所得税の納付期限までに納付しなかった。

【解説】

税理士甲は、税理士業務に関連して横領を行っており、このことは反職業倫理的な行為であることから、信用失墜行為に該当します。

(4) 国税職員との不適切な関係等があった場合

(事例19)

元国税職員である税理士甲は、国税職員は国家公務員倫理規程により繰り返し供應接待や財産上の利益を受けることが禁止されていることや国税通則法等により守秘義務が課されていることを認識しているながら、かつて同僚であった国税職員乙に対し、供應接待や財産上の利益の供与を繰り返し行うとともに、税務調査の内容等の情報提供を依頼し、その情報を入手した上で自己の税理士業務に活用した。

【解説】

税理士甲は、国税職員乙が国家公務員倫理規程や国税通則法等に違反することを認識しながら、国税職員乙との不適切な関係を持ち、情報の漏えいの依頼を行うなどしており、これらのこととは反職業倫理的な行為であることから、信用失墜行為に該当します。

《法第52条の規定に違反する者に対して名義貸しをした場合》

(事例20)

税理士甲は、非税理士乙から依頼され、乙が作成した法人税及び消費税の確定申告書に署名押印する「名義貸し」行為を行った。

【解説】

税理士甲は、非税理士乙により作成された申告書に署名押印をし、自己の名義を利用させたことから、法第37条の2の規定に違反します。

なお、非税理士乙は、他人の求めに応じ、業として申告書を作成しており、税理士業務を行ったことから、法第52条の規定に違反します。

(事例21)

税理士甲は、非税理士乙から依頼され、乙が作成した所得税の確定申告書の下書きを受領した上で、甲のパソコンにその下書きの内容をそのまま入力した上で電子署名を行い電子申告する「名義貸し」行為を行った。

【解説】

税理士甲は、自らパソコンに申告内容を入力して電子申告をしていますが、その入力した内容は非税理士乙により作成された申告書の下書きの内容をそのまま入力したものであることから、税理士甲の判断で作成したものとはいえず、非税理士乙の判断で作成されたものといえます。したがって、税理士甲は、非税理士乙により作成された申告書に電子署名をし、自己の名義を利用させたこととなり、法第37条の2の規定に違反します。

なお、非税理士乙は、他人の求めに応じ、業として申告書を作成しており、税理士業務を行ったことから、法第52条の規定に違反します。

(事例22)

税理士乙の税理士事務所に勤務する所属税理士甲は、乙に指示され、非税理士丙が作成した所得税及び消費税の確定申告書に署名押印する「名義貸し」行為を行った。

なお、甲は、自分で申告書上の転記誤りについて確認をした上で署名押印すれば問題ないと思っていた。

【解説】

所属税理士甲は、非税理士丙により作成された申告書の確認をしていますが、その確認内容は申告書上の転記誤りのみであることから、それらの申告書は所属税理士甲の判断で作成したものとはいえず、非税理士丙の判断で作成されたものといえます。したがって、所属税理士甲は、非税理士丙により作成された申告書に署名押印をし、自己の名義を利用させたこととなり、たとえ税理士乙の指示により行ったものとしても、法第37条の2の規定に違反します。

また、税理士乙は、非税理士丙により作成された申告書に自ら署名押印は行っていませんが、所属税理士甲に対して指示をして署名押印を行わせており、このことは反職業倫理的な行為であることから、信用失墜行為に該当することとなります。

なお、非税理士丙は、他人の求めに応じ、業として申告書を作成しており、税理士業務を行ったことから、法第52条の規定に違反します。

(事例23)

税理士甲は、勤務実態のない非税理士乙を使用人と装い、乙が作成した所得税及び消費税の確定申告書の内容を何ら確認せずに署名押印する「名義貸し」行為を行った。

【解説】

非税理士乙は、勤務実態がないことから、たとえ税理士甲の使用者としての形式を整えていたとしても、実質的には使用者とはいえません。そして、税理士甲は、署名押印を行った申告書の内容を何ら確認していないことから、それらの申告書は税理士甲の判断で作成したものとはいえず、非税理士乙の判断で作成されたものといえます。したがって、税理士甲は、非税理士乙により作成された申告書に署名押印をし、自己の名義を利用させたこととなり、法第37条の2の規定に違反することとなります。

なお、非税理士乙は、他人の求めに応じ、業として申告書を作成しており、税理士業務を行ったことから、法第52条の規定に違反します。

(事例24)

税理士甲は、税理士業務の禁止の懲戒処分を受けたことにより税理士登録を抹消された非税理士乙から依頼され、乙が作成した所得税及び相続税の確定申告書に署名押印する「名義貸し」行為を行った。

なお、甲は、乙に対し、印鑑を預け自分の名義で署名押印することを許可していた。

【解説】

税理士甲は、非税理士乙により作成された申告書に署名押印をすることを許可し、自己の名義を利用させたことから、法第37条の2の規定に違反します。

なお、非税理士乙は、他人の求めに応じ、業として申告書を作成しており、税理士業務を行ったことから、法第52条の規定に違反します。

(注) 税理士が法第44条第3号の「税理士業務の禁止」処分を受けた場合は、その税理士は、法第4条第7号の規定により処分を受けた日から3年を経過する日まで税理士となる資格を有しないこととなり、法第26条第1項第4号の規定により税理士登録を抹消されることとなります。

したがって、この資格を有しない期間中は非税理士であることから、その者が税理士業務を行った場合は、法第52条の規定に違反することとなり、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる場合があります（法第59条第1項第4号）。

《税理士業務の停止処分期間中に申告書の作成を行った場合》

(事例25)

税理士甲は、税理士法に基づく懲戒処分の結果、税理士業務の停止処分を受けていたにもかかわらず、停止処分の期間中に他の税理士に関与先を引き継ぎ申告書の作成を依頼する等の措置を講じることなく、自ら関与先の所得税の確定申告書を作成した。

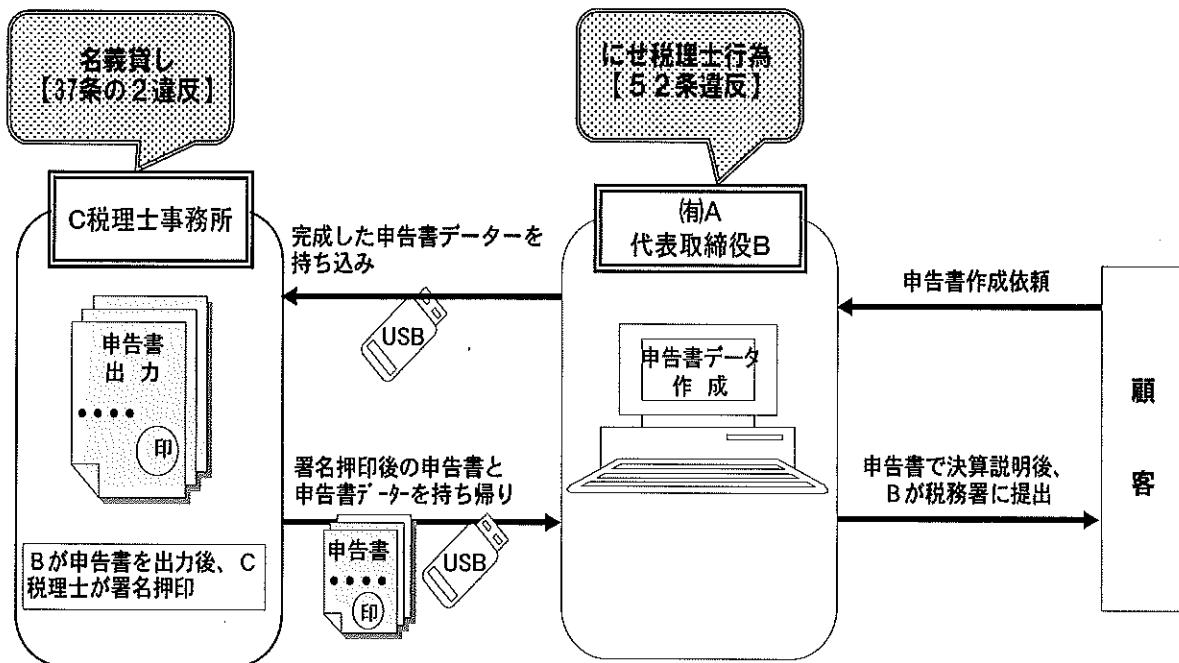
【解説】

税理士は、税理士業務の停止処分期間中であったにもかかわらず、税理士業務を行ったことから、法第46条の懲戒事由に該当します。

5 その他の非違事例

《事例 1》

【形態図】



【事案の概要】

本事案は、C税理士が、元税理士事務所の職員で税理士資格を有さないBが作成した申告書に署名押印したというものであり、C税理士の行為は「名義貸し」に当たると認定された事案である。

【経緯】

B及びC税理士に税理士法上の調査等を行った結果、次の事実が確認された。

- ① Bは、記帳代行法人(有)Aを設立し記帳業務を請け負っていた。
- ② Bは、自身が作成した申告書データをUSBでC税理士の事務所に持ち込み、税理士の検算を受けた後、自ら出し、税理士に押印してもらっていた。
- ③ C税理士は、Bから、申告書データを確認したら、申告書に署名押印するよう依頼され、申告書データの検算だけを行い、完成した申告書に署名押印していた。
- ④ Bは、C税理士が署名押印した申告書及び申告書データを持ち帰り、顧客に申告内容を説明の上、申告書を税務署に提出した。

【結論】

- 1 Bは「にせ税理士行為」として税理士法に違反していたことを十分に反省するとともに、(有)Aに備付けのパソコン内にインストールしていた「申告書作成ソフト」を削除した。さらには、今後は記帳代行業務だけを行い、一切税理士業務を行わな

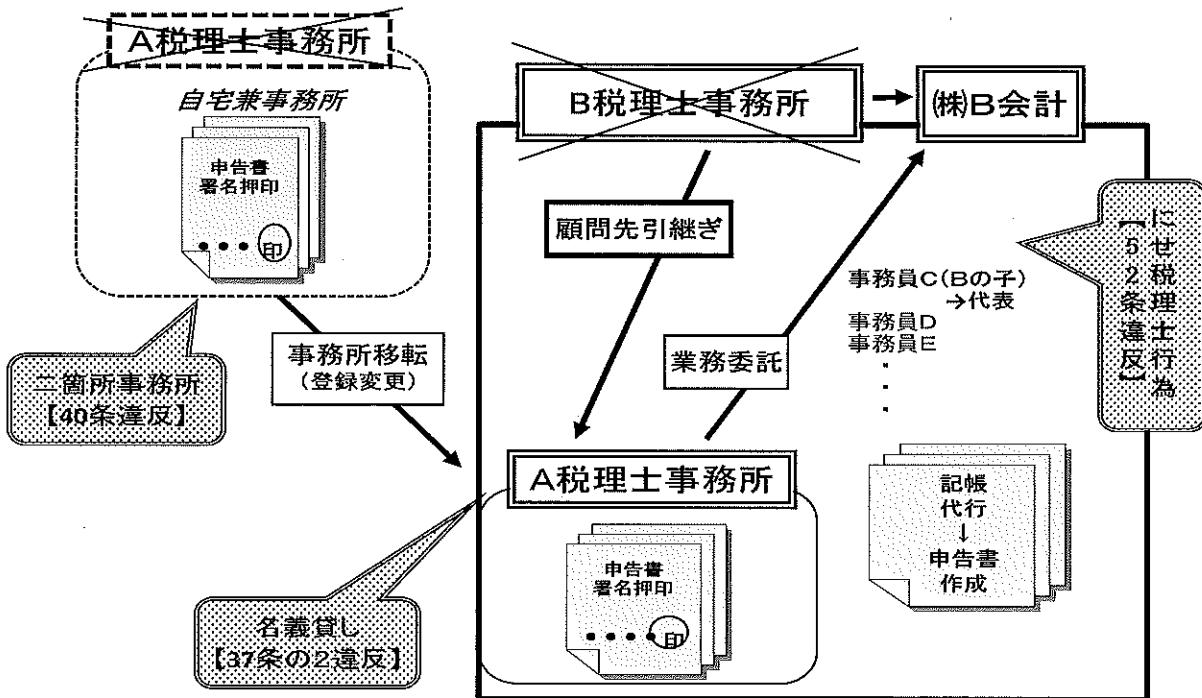
い旨を誓約した。

- 2 C税理士は、今回の行為が税理士法違反の「名義貸し」行為になることを認識するとともに、今後は申告書を自らが作成し、二度と税理士法に違反しない旨を誓約した。
- 3 確認した結果を踏まえ、Bに対しては、税理士法第52条（税理士業務の制限）違反として、また、C税理士に対しては、名義貸しによる税理士法第37条（信用失墜行為の禁止）違反として、それぞれ税務署長から厳重注意処分を行った。

※ この名義貸し行為は法37条の2が規定される以前に行われたため、法37条違反として処分した。

《事例 2》

【形態図】



【事案の概要】

本事案は、関与先を引き継ぐため、事務所を移転した税理士が、変更登録前の自宅事務所においても税理士業務を行っていたことから「二箇所事務所」と認定し、また、引き継いだ関与先の記帳業務から申告書作成までを移転先にある会計法人に外注し、その申告書に署名押印していたことから「名義貸し」とし、会計法人を税務書類の作成による「にせ税理士」と認定した事案である。

【経緯】

A税理士に対して税理士法上の調査を行うとともに、(株)B会計に対しても調査を実施した結果、次の事実が確認された。

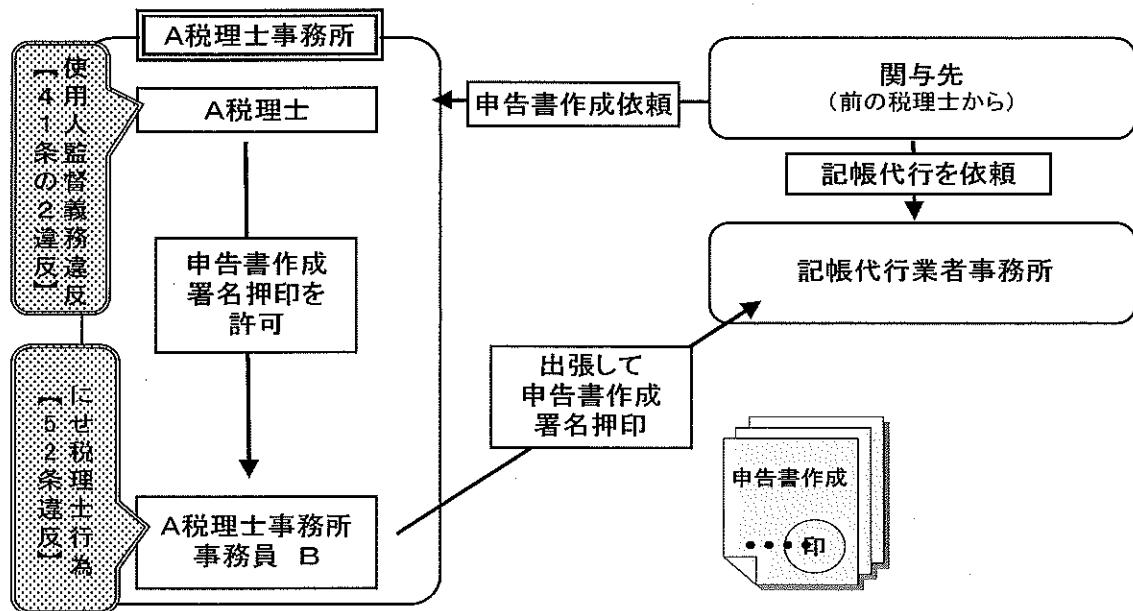
- ① A税理士は、5年前まで自宅を事務所として税理士業務を行っていたが、知人のB税理士が亡くなったことから、B税理士の子のCに頼まれ、B税理士の関与先を引き継ぐことになった。
- ② A税理士は、B税理士事務所であった(株)B会計の社屋内に事務所を移転した。
- ③ A税理士は、事務所の移転後も、週の約半分は自宅において従来の関与先に対する申告書作成等の税理士業務を行っており、妻は事務所に行くことはなく自宅において税理士補助業務を行っていた。
- ④ A税理士はB税理士から引き継いだ関与先について、(株)B会計に会計業務から申告書の作成までの業務を委託していた。
- ⑤ A税理士は、(株)B会計の従業員が作成した申告書等について署名押印していた。

【結論】

- 1 A税理士は、「二箇所事務所」及び「名義貸し」の違反行為について、自己の認識の甘さを反省し、税理士法に違反しないよう業務改善することを誓約した。
- 2 (株)B会計の代表であるCも「にせ税理士行為」として税理士法に違反していたことを十分反省するとともに、今後は記帳代行業務だけを行い、一切税理士業務を行わない旨を誓約した。
- 3 確認した結果を踏まえ、A税理士に対しては、「二箇所事務所」に該当することから税理士法第40条（事務所の設置）第3項違反及び「名義貸し」による税理士法第37条（信用失墜行為の禁止）違反として、また、(株)B社に対しても、「にせ税理士行為」について税理士法第52条（税理士業務の制限）違反として、それぞれ税務署長から厳重注意処分を行った。

《事例 3》

【形態図】



【事案の概要】

本事案は、A税理士が遠隔地の関与先に係る申告書を、現地に出張させた事務員Bに作成させるとともに、A税理士の署名押印もBに行わせていたというものであり、従業員の税理士法第52条違反及び税理士の使用者監督義務違反を認定した事案である。

【経緯】

A税理士及び事務員Bに対する税理士法上の調査を実施した結果、次の事実が確認された。

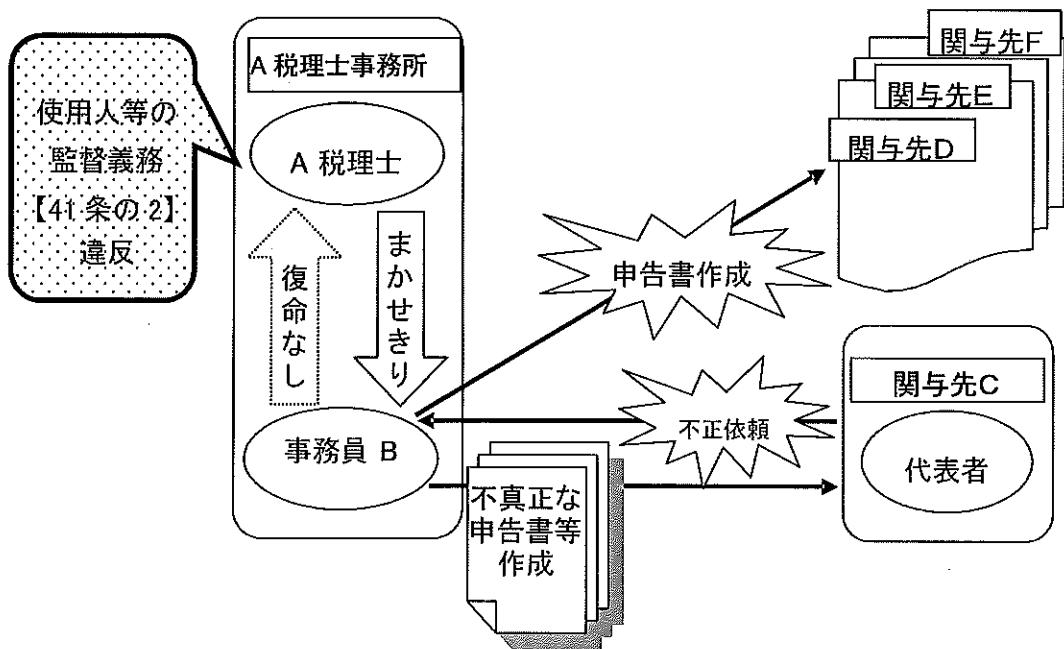
- ① A税理士は、勤務していた税理士事務所の税理士が業務廃止したことから、その顧客を引き継いだが、その中には遠隔地の関与先が多数含まれていた。
- ② A税理士は、多忙により、遠隔地にいる関与先を訪れることができなかったため、事務員Bを現地に出張させ、申告書の作成及びA税理士の署名押印をBに行わせた。
- ③ 事務員Bは、A税理士の指示に従って、現地で申告書を作成し、A税理士の署名押印を行った。なおBは、後日、申告内容をA税理士に報告しており、税理士法違反の認識がなかった。

【結論】

- 1 A税理士及び事務員Bは、Bの行為が税理士法第52条（税理士業務の制限）に違反すること、また、それを指示していたAの行為が税理士法第41条の2（使用人監督義務）に違反していることを認識して反省するとともに、遠隔地の関与先を地元の税理士に引き継いだ。
- 2 確認した結果を踏まえ、A税理士に対しては、税理士法第41条の2違反として、また、Bに対しても、税理士法第52条違反として、それぞれ税務署長から厳重注意処分を行った。

《事例 4》

【形態図】



【事案の概要】

本事案は、税理士事務所の事務員が、担当する関与先からの相談に応じて不正経理を教示し、税理士に内緒で所得金額を圧縮した不真正な申告書を作成していたことから、税理士が使用者等の監督義務違反に問われた事案である。

【概要】

A税理士及び事務員Bに対し税理士法上の調査等を実施し、次の事実を把握した。

- ① A税理士は、担当先に係る税理士業務を事務員Bに全て任せきりにしていた。
- ② 事務員Bは、C社の決算に際し、代表者から「資金繰りが大変なので法人税を少なくしたい」旨の相談を受けた。

これに対し、Bは、「架空仕入を一旦計上し、資金繰りに余裕が出たら、その時点で反対仕訳を起こせば一時的に納税を先送りできる」などと代表者及び経理責任者に教示した。

- ③ 事務員Bは、C社の経理責任者が架空仕入を計上した元帳に基づき、所得金額を多額に圧縮した申告書を作成していたが、A税理士は、Bが関与先の不正申告に加担していた事実を知ることなく、Bが作成した申告書に署名押印していた。

【結論】

- 1 A税理士は、関与先Cに対する業務を事務員Bに任せきりにして使用者監督義務を怠ったことにより、税理士法に違反していたことを十分反省し、Bを退職させるとともに、今後、監督義務を十分に果たす方策として、業務処理簿のほか、日々の業務内容について、事務員全員に業務日報の作成を義務付けるなど早急な業務改善を行い、二度と税理士法に違反しないことを誓約した。
- 2 確認した結果を踏まえ、A税理士に対し、法第41条の2(使用者等に対する監督義務)違反として税務署長から厳重注意処分を行った。

(結びに)

税理士法研修

(「名義貸し」行為を行わないために)

令和元年7月
関東信越国税局

【税理士法抜粋】

(税理士の使命)

第1条 税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

(税理士の業務)

第2条 税理士は、他人の求めに応じ、租税に関し、次に掲げる事務を行うことを業とする。

- 一 税務代理（税務官公署に対する租税に関する法令若しくは行政不服審査法の規定に基づく申告、申請、請求若しくは不服申立てにつき、又は当該申告等若しくは税務官公署の調査若しくは処分に関し税務官公署に対してする主張若しくは陳述につき、代理し、又は代行することをいう。）
- 二 税務書類の作成（税務官公署に対する申告等に係る申告書、申請書、請求書、不服申立書その他租税に関する法令の規定に基づき、作成し、かつ、税務官公署に提出する書類を作成することをいう。）
- 三 税務相談（税務官公署に対する申告等、第一号に規定する主張若しくは陳述又は申告書等の作成に関し、租税の課税標準等の計算に関する事項について相談に応ずることをいう。）

(税理士業務の制限)

第52条 税理士又は税理士法人でない者は、この法律に別段の定めがある場合を除くほか、税理士業務を行ってはならない。

(非税理士に対する名義貸しの禁止)

第37条の2 税理士は、第52条の規定に違反する者に自己の名義を利用させてはならない。

第59条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- 二 第37条の2の規定に違反した者
- 四 第52条の規定に違反した者

【税理士法基本通達抜粋】

(税務書類の作成)

2—5 法第2条第1項第2号に規定する「作成する」とは、同号に規定する書類を自己の判断に基づいて作成することをいい、単なる代書は含まれないものとする。

(税務相談)

2—6 法第2条第1項第3号に規定する「相談に応ずる」とは、同号に規定する事項について、具体的な質問に対して答弁し、指示し又は意見を表明することをいうものとする。

(税理士でないものが多数の法人等の使用人の地位を占めている場合)

52—1 税理士でない者が、相当多数の法人又は個人の使用人の地位を占め、法第2条第1項各号に掲げる事務を反復継続して行っている場合においては、その者が真に納税者の使用人

であるかどうかを判定し、実際は納税者の使用人ではないが、法を免れるために名目上納税者の使用人として当該事務を行っていると認められる場合は、法第52条に抵触するものとして取り扱うこととする。

例えば、税理士でない者が次の各号の一に該当するような場合は法第52条に抵触するおそれがあることに留意する。

- (1) 相当多数の法人又は個人に同じ時期に雇用されており、個人の能力からその事務範囲は法第2条第1項各号に掲げる事務に限定されるものと考えられること
- (2) 個人としての事務所を設け、法第2条第1項各号に掲げる事務を専ら当該事務所で行っていること
- (3) 法人又は個人との間で雇用契約を締結し、給与等の支払を受けていながら、別に法第2条第1項各号に掲げる事務に係る報酬等の支払を受けていること

【税理士・税理士法人に対する懲戒処分等の考え方（財務省告示）抜粋】

II 量定の考え方

第1 税理士に対する量定

税理士に対する懲戒処分の量定は、次に定めるところによるものとする。

2 税理士が法第46条（一般的懲戒）の規定に該当する行為をしたときの量定の判断要素

及び量定の範囲は、次の区分に応じ、それぞれ次に掲げるところによる。

(3) 法37の2（非税理士に対する名義貸しの禁止）の規定に違反したとき。

名義貸しを受けた者の人数、名義貸しを受けた者が作成した税務書類の件数、名義貸しをした期間、名義貸しにより受けた対価の額に応じて、
2年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

【「名義貸し」行為の判断要素】

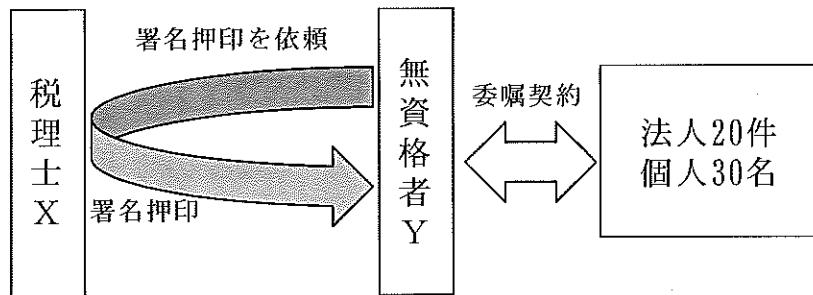
- 1 税理士自らの判断で申告書を作成していない。
- 2 納税者から直接委嘱を受けていない。
- 3 報酬を納税者から直接收受していない。

○ 過去の税理士法上の調査における名義貸し事例

(事例 1)

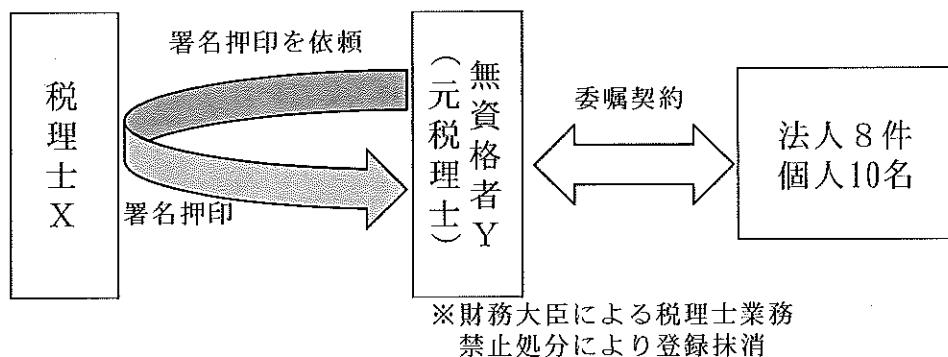
税理士Xは、税理士資格を有しないYから依頼され、4年間にわたり同人が作成した法人20社の法人税並びに消費税及び地方消費税の確定申告書、個人30名の所得税並びに消費税及び地方消費税の確定申告書合計250件に署名押印する「名義貸し」行為を行った。

なお、当該税理士は、もしかすると税理士法に違反するのではないかとの意識はあったが、最終的に自分で確認した上で署名押印すれば問題ないと思っていた。



(事例 2)

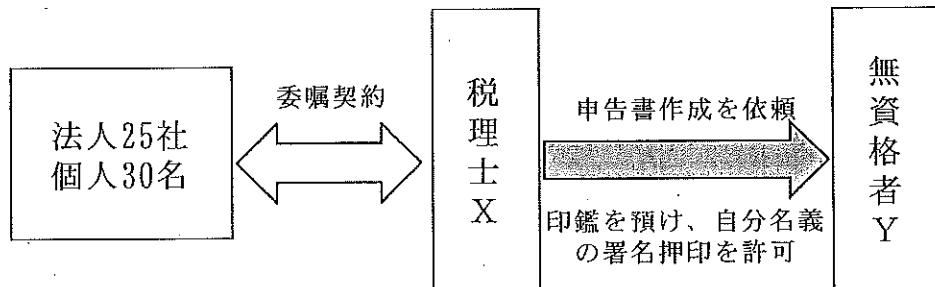
税理士Xは、1年間にわたり、税理士法に基づく懲戒処分の結果、税理士登録を抹消されているYが作成した法人8社の法人税並びに消費税及び地方消費税の確定申告書、個人10名の所得税並びに消費税及び地方消費税の確定申告書合計25件に署名押印する「名義貸し」行為を行った。



(事例 3)

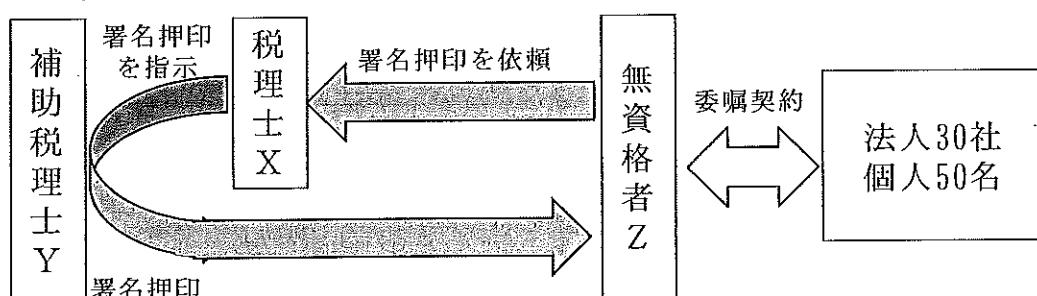
税理士Xは、自ら税理士資格を有しないYに依頼し、同人に法人25社の法人税並びに消費税及び地方消費税の確定申告書、個人30名の所得税並びに消費税及び地方消費税の確定申告書合計200件を作成させる「名義貸し」行為を行った。

なお、当該税理士は、Yに対し、印鑑を預け自分の名義で署名押印することを許可していた。



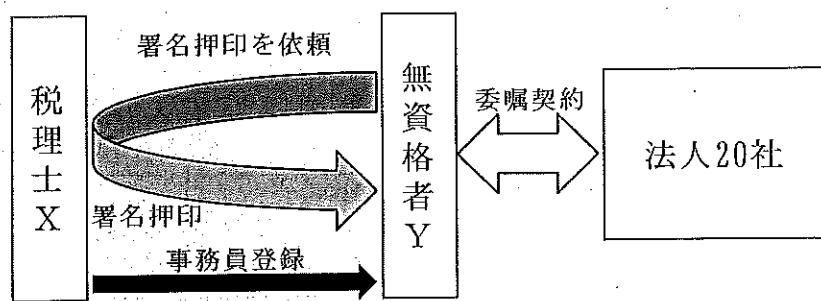
(事例 4)

補助税理士（当時）であるYは、自己が従事する開業税理士Xに指示され、1年半にわたり、会計業務を業とし税理士資格を有しないZが作成した法人30社の法人税並びに消費税及び地方消費税の確定申告書、個人50名の所得税並びに消費税及び地方消費税の確定申告書合計200件に署名押印する「名義貸し」行為を行った。



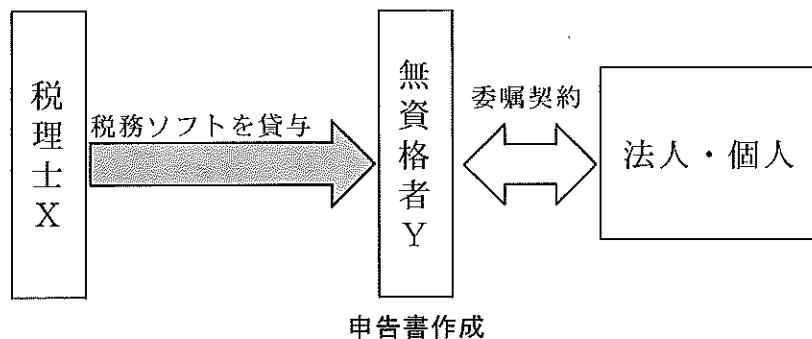
(事例 5)

税理士Xは2年半にわたり、税理士資格を有しないYを使用人と装い、同人が作成した20社の法人税並びに消費税及び地方消費税の確定申告書50件に署名押印する「名義貸し」行為を行った。



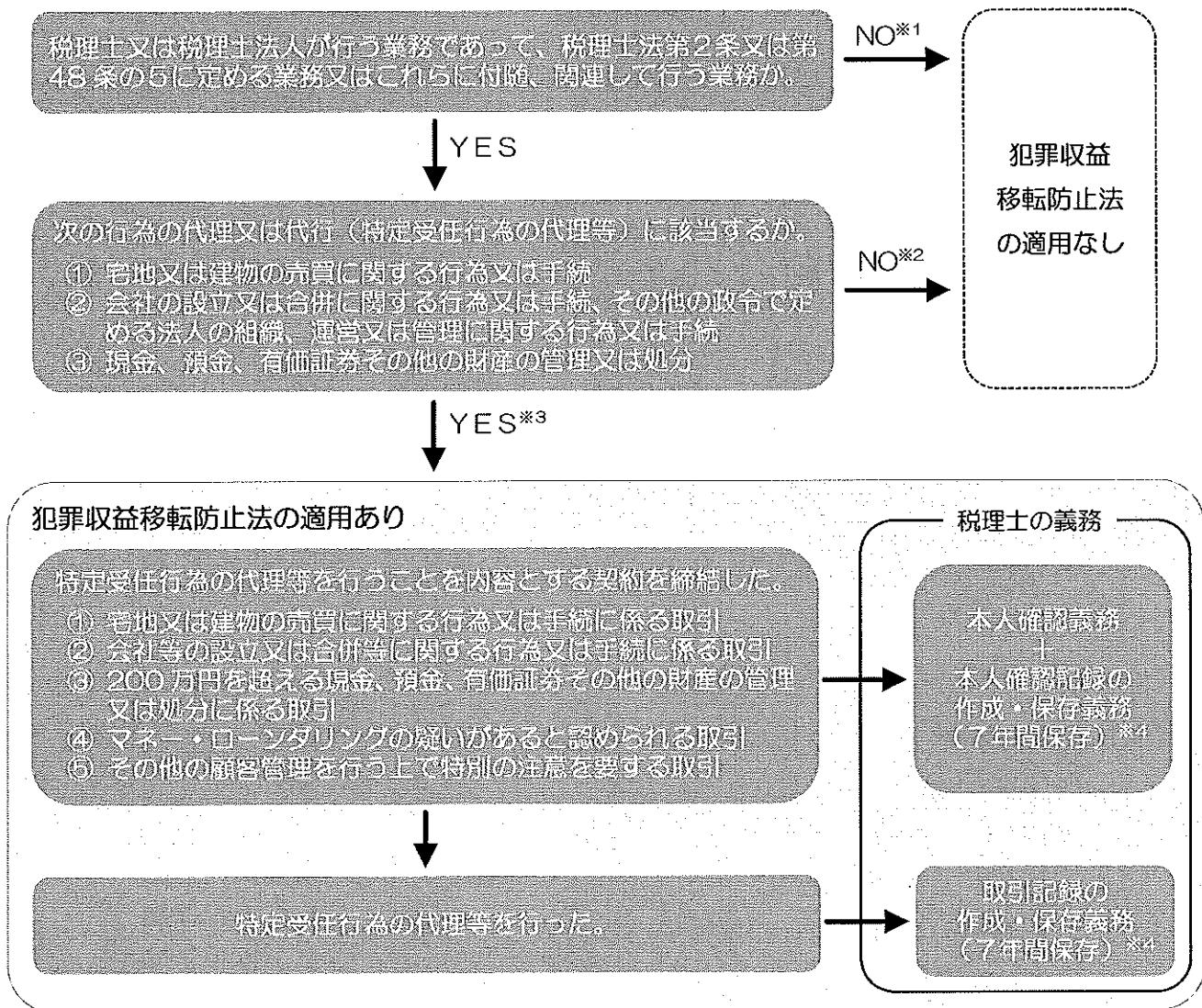
(事例 6)

税理士Xは、税理士資格のないYが税務書類の作成を行うことを認識しながら、自身の税理士事務所で使用している申告書作成が可能な税務ソフトを貸与し、税理士業務を行うことを黙認した。



犯罪収益移転防止法における税理士の責務

- 犯罪収益移転防止法により、税理士等には、税理士として行う特定の業務について、顧客の本人確認、本人確認記録の作成・保存、取引記録の作成・保存の義務が課せられています。
- 犯罪収益移転防止法の適用関係は以下のとおりです。



- ※1 ○ 税理士の立場と関係なく、私的に行う業務（例：自身が居住するマンションの管理組合が有する現金の管理）
○ 税理士業務の顧客ではない者のために行う業務（例：親族の相続財産の管理）
- ※2 ○ 政省令により除外されている業務
　　イ) 租税の納付についての代理・代行
　　ロ) 成年後見人としての業務
　　ハ) 財産の管理又は処分のうち、財産価額が200万円以下の取引
○ 特定受任行為の代理等に該当しない業務の例
　　イ) 顧客の代理又は代行ではない業務（例：税務相談のみを行う場合）
　　ロ) 法人の機関として行う業務（例：会計参与、取締役、監査役等として行う業務）
- ※3 ○ 特定受任行為の代理等に該当する業務の例
　　イ) 顧客に代理して行う不動産の売買
　　ロ) 会社の合併比率算定書の作成
　　ハ) 顧客の相続財産の管理
- ※4 記録を作成するための様式【ヒナ型】は、日本税理士会連合会ホームページ（会員専用ページ）に掲載

令和元年 12月 5日

熊谷署 資産課税部門
阿部 佳寛

税理士会熊谷支部研修会
(書面添付等について)

1 書面添付について

- (1) 書面添付制度における書面添付件数等の状況について
- (2) 税理士法第33条の2の書面添付に係るチェックシート[相続税]の改訂について

参考資料

別添1 「相続税申告に係る書面添付制度の更なる普及・定着のために」
別添2 「チェックシートの主な改訂内容」

別添3 「税理士法第33条の2の書面添付に係るチェックシート
[相続税]」

2 土砂災害特別区域内にある宅地の評価について

別添4 「土砂災害特別区域内にある宅地の評価」

3 相続税申告書の代理送信等に関するQ&Aについて

別添5 「相続税申告書の代理送信等に関するQ&A」

「税理士法第33条の2の書面添付に係るチェックシート(相続税)」を活用した添付書面の作成を!

相続税申告に係る添付書面の作成に当たっては、「税理士法第33条の2の書面添付に係るチェックシート[相続税]」(以下「チェックシート」といいます。)の活用をお願いします。チェックシートを活用して作成された添付書面を基に意見聴取を行い、積極的に疑問点を解明していくこととしています。

税理士法第33条の2の書面添付に係るチェックシート（相続税）

このチェックシートは、税理士監督を受ける課を基づく取扱書類が仕立てて、必ず正しく記載していくべきとする趣旨で、税理士監督を受けるものであり、「税理士監督」欄にチェックし、さらにその欄頭に「作成者」欄に記入して提出する。提出後は、税理士監督をしてください。また、監督者が監督文書はそのままに提出した場合、「監督監査」欄にタックル印を捺す。監査監査には、税理士監督が監査官をして監査を行なう。

このチェックシートは、国税庁ホームページの関東信越国税局サイトにおける「新着情報一覧」に掲載されています。

相続税申告書（平成〇年〇月〇日 相続開始）に係る

税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面

(33の2)

年 月 日
曜

※管轄番号

税理士又は 税理士法人	氏名又は名称	通
	事務所の所在地	電話() -
	氏 名	通

4 相談に応じた事項

事 項	相 談 の 略 言
○ 相続財産の範囲	○ 財産の名前に関わらず、被相続人に帰属する財産は相続財産として評定する必要がある旨を相続人に説明した上で、相続人及びその家族の名義開設について、贈与原則、保有状況及び取扱状況を確認した。
○ 遺産分割協議	○ 単告に当たっては、各種特例を最大限に活用できるよう遺産分割を行いたい旨の相談があり、本件に適用可能である相法 19 条の 2（配偶者に対する相続財産の軽減）及び相法 65 条の 4（小規模宅地等についての相続税の税率引下げの特例）の各規定を最大限に適用する場合の計算方法について説明した。 この結果、全ての相続人の合意の下、居住用建物の敷地について、小規模宅地等の特例を適用することとした。

5 その他

○ 申告書の作成に当たっては、別添のチェックシートを活用し、各項目の確認を行い検討した。

○ 具体的には…

- ① 相続税の申告書を作成する際にチェックシートを活用して添付書面を作成し、
 - ② 添付書面の「その他」欄にチェックシートを活用した旨を記載した上で、
 - ③ 申告書とともに、添付書面及びチェックシートを提出します。

○ 意見聴取では…

納税者に税務調査の日時等を通知するときは、あらかじめ意見聴取を行います。

意見聴取では、添付書面の記載事項に加え、チェックシートの各項目についても幅広く意見をお聞きします。

○ 意見聴取の結果…

チェックシートを活用して作成した添付書面に基づいて意見聴取を行った結果、疑問点等が解明されて調査に移行しないケースの増加が期待できます。

⚠ 「その他」欄に記載を！

チェックシートを活用した旨の記載をお願いします。

書面添付制度の普及・定着に向けた当局の取組に、ご理解とご協力をお願いします！

○ チェックシートの主な改訂内容

項目	内 容
現金・預貯金等	「確認事項」欄に入出金の使途等の確認項目を追加とともに、「確認書類」欄に確認期間、確認書類を記載できるよう追加
その他の財産	「確認事項」欄に直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税の特例の適用に関する確認する事項を追加
相続時精算課税適用財産	相続財産に加算すべき財産の申告漏れがないように、「確認事項」欄に加算対象となる受贈者の記載を追加
生前贈与財産の相続財産への加算	相続財産に加算すべき財産の申告漏れがないように、「確認事項」欄に加算対象となる受贈者の記載を追加
小規模宅地等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非同居親族が特定居住用宅地の特例の適用を受ける場合の「確認書類」欄に「相続開始の時において自己の居住している家屋を相続開始前のいずれの時においても所有していたことがないことを証する書類」を追加 ・ 個人版の事業承継税制の創設により、確認すべき事項を追加 ・ 特定事業用宅地の特例うち、相続開始前3年以内に新たに事業の用に供された宅地等の適用要件が見直されたことから、確認すべき事項を追加
<ul style="list-style-type: none"> ・ 農地等についての相続税の納税猶予 ・ 非上場株式等についての相続税の納税猶予（特例措置） ・ 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予（特例措置） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各納税猶予の担保提供書類に関する「確認事項」欄に「期限内」であることを確認する事項を追加 ・ 都道府県知事の認定書及び確認書に関する「確認書類」欄に「同規則第17条第4項の確認書の写し及び同条第2項の申請書の写し」を追加

※東京局において使用しているチェックシートと同一の様式となっている。

税理士法第33条の2の書面添付に係るチェックシート〔相続税〕

このチェックシートは、税理士法第33条の2の規定に基づく添付書面の作成に当たって、申告書を正しく作成していただけよう確認すべき事項をまとめたものであり、「確認事項」をご確認の上、「確認」欄にチェックし、さらにその事項に係る該当の有無を「該当の有無」欄にチェックしてください。また、確認した書類又はその写しを申告書に添付した場合、「添付」欄にチェックをお願いいたします。

なお、「確認書類」欄のカッコ内には、当該確認に用いた書類の名称を記載願います。

(令和元年5月以降用)

項目	確認事項(確認欄にチェックしてください)	確認書類	確認 (v)	該当の 有無 (v)	添付 (v)
相続税の納税地	○ 被相続人の死亡時の住所地を納税地としていますか。 ※ 住所地とは、被相続人の「生活の本拠」をいい、住民登録上の住所と一致しない場合があります。	○ 被相続人の戸籍の附票の写し(相続開始の日以後に作成されたもの)(※3) ○ 老人ホーム等への入所時における契約書の写し等	<input type="checkbox"/>	一 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
相続人等	① 法定相続人に誤りはありませんか。 ② 相続人に未成年者や障害者の方はありませんか。	○ 戸籍の謄本、法定相続情報一覧図の写し等(※1) ○ 特別代理人選任の審判の証明書、身体障害者手帳等	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	一 <input type="checkbox"/> 有口無	<input type="checkbox"/>
相続財産の分割等	① 遺産分割協議書はありますか。 ② 遺言書はありますか。	○ 遺産分割協議書及び各相続人の印鑑証明書(※2) ○ 家庭裁判所の検認を受けた遺言書の写し等(※2)	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	口有口無 口有口無	<input type="checkbox"/>
相 不 動 产	① 未登記不動産はありませんか。 ② 共有不動産はありませんか。 ③ 先代名義の不動産はありませんか。 ④ 他の市区町村に所在する不動産はありませんか。 ⑤ 日本国外に所在する不動産はありませんか。 ⑥ 他人の土地の上に存する建物(借地権)及び他人の農地を小作(耕作権)しているものはありませんか。	○ 所有不動産が確認できるもの(固定資産税評価証明書、登記済権利証、登記事項証明書、国外財産調書(控)等) ○ 土地の賃貸借契約書、小作に付されている旨の農業委員会の証明書	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	口有口無 口有口無 口有口無 口有口無 口有口無 口有口無	<input type="checkbox"/>
続 有 価 證 券	① 名義は異なるが、原資、管理及び運用等の状況から被相続人に帰属するものはありませんか(無記名の有価証券も含みます。)。 ② 株式の割当てを受ける権利、配当期待権はありませんか。 ③ 増資等による株式の増加分や端株について計上漏れはありませんか。 (端株を有する場合⇒該当「有」) ④ 日本国外の有価証券はありませんか。	○ 証券、株券、通帳又はその預り証 ○ 評価明細書等 ○ 配当金支払通知書(保有株数表示)等 ○ 証券、株券又はその預り証、国外財産調書(控)等	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	口有口無 口有口無 口有口無 口有口無	<input type="checkbox"/>
財 產	① 相続開始直前に、被相続人の預金口座等から出金された現金を確認し、相続開始日の現金残高を手元現金に含め計上していますか。 (被相続人の預金口座から出金された現金を相続開始日の手元現金に含めている場合⇒該当「有」) ② 預貯金や現金などの増減について、相続開始前5年間程度の期間における入出金の使途等を確認していますか。 ③ 名義は異なるが、原資、管理及び運用等の状況から被相続人に帰属するものはありませんか。 ④ 日本国外の預貯金はありませんか。 ⑤ 既経過利息の計算は行っていますか。 (既経過利息の計算を行っている預貯金等を有する場合⇒該当「有」)	○ 預貯金・貸付信託等の残高証明書(相続開始日現在のもの)、預貯金通帳(国外金融機関の預貯金であればステートメント)等 ⇒ 相続開始前_____年分確認。 確認した名義、取引金融機関名、口座番号等 その他確認書類	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	口有口無 一 口有口無 口有口無 口有口無	<input type="checkbox"/>

項目	確認事項（確認欄にチェックしてください）	確認書類	確認 (<input type="checkbox"/>)	該当の 有無(<input checked="" type="checkbox"/>)	添付 (<input type="checkbox"/>)	
相続財産	事業用・家庭用財産	① 決算書等から、事業用財産、農業用財産の有無の確認をしていますか。 (事業用財産や農業用財産を有する場合⇒該当「有」)	○ 所得税及び復興特別所得税の確定申告書(控)、所得税青色申告決算書等	<input type="checkbox"/>	□ 有□無	□
		② 家庭用財産はありませんか。		<input type="checkbox"/>	□ 有□無	□
	生命保険金	① 生命保険金及び生命保険契約に関する権利はありませんか。	○ 保険証券、支払保険料計算書、生命保険金の支払通知書、所得税及び復興特別所得税の確定申告書(控)等	<input type="checkbox"/>	□ 有□無	□
		② 契約者（家族名義を含む。）と保険料負担者の確認を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	—	□
	退職手当金等	○ 功労金及び弔慰金等で、退職手当金等に該当するものはありませんか。	○ 退職手当金の支払通知書、法人税確定申告書(控)等	<input type="checkbox"/>	□ 有□無	□
		○ 樹種、樹齢等は確認されていますか。 (立木を有する場合⇒該当「有」)	○ 立木証明書、森林経営計画書、組合等の精通者意見書など	<input type="checkbox"/>	□ 有□無	□
	その他の財産	① 未収金（給与、地代、家賃、配当等）はありませんか。	○ 貸貸借契約書、通帳、配当金支払通知書等	<input type="checkbox"/>	□ 有□無	□
		② 親族や同族法人等に対する貸付金、前払金及び立替金等はありませんか。	○ 金銭消費貸借契約書、法人税確定申告書(控)、借用証等	<input type="checkbox"/>	□ 有□無	□
		③ 庭園設備、自動車、バイク及び船舶等はありませんか。	○ 現物の確認（最近取得している場合は、取得価額の分かる書類）	<input type="checkbox"/>	□ 有□無	□
		④ 貴金属、書画及び骨とう品はありませんか。	○ 種別、作者名、作品題名、サイズ、形状（掛物、額、巻物等の別）、箱の有無等を記載した評価額の分かる書類及び写真	<input type="checkbox"/>	□ 有□無	□
		⑤ ゴルフ会員権やレジャークラブ会員権等はありませんか。	○ 会員証(券)	<input type="checkbox"/>	□ 有□無	□
		⑥ 特許権、著作権、営業権、電話加入権等はありませんか。	○ 評価明細書等	<input type="checkbox"/>	□ 有□無	□
		⑦ 所得税及び復興特別所得税の確定申告や準確定申告の還付金の有無は確認していますか。 (還付金を有する場合⇒該当「有」)	○ 所得税及び復興特別所得税の確定申告書(控)、通帳等	<input type="checkbox"/>	□ 有□無	□
		⑧ 損害保険契約に関する権利はありませんか。	○ 保険証券、所得税及び復興特別所得税の確定申告書(控)等	<input type="checkbox"/>	□ 有□無	□
		⑨ 「直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税」の特例の適用に係る残額はありませんか。	○ 結婚・子育て資金非課税申告書(控)等	<input type="checkbox"/>	□ 有□無	□
		⑩ 「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税」の特例の適用に係る残額はありませんか。	○ 教育資金非課税申告書(控)等	<input type="checkbox"/>	□ 有□無	□
相続時精算課税適用財産	○ 被相続人の相続人や孫の方が被相続人から相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産（相続時精算課税適用財産）を相続財産に加算していますか。	○ （被相続人から贈与を受けた財産について、相続時精算課税制度の適用を受けていた場合）相続時精算課税適用財産の明細、贈与税の申告書(控)等	<input type="checkbox"/>	□ 有□無	□	
生前贈与財産の相続財産への加算	○ 相続や遺贈によって財産を取得した方が相続開始前3年以内に暦年課税に係る贈与を受けた財産を相続財産に加算していますか（贈与税の基礎控除以下のものを含みます。）。 (被相続人から相続開始前3年以内に暦年課税に係る贈与を受けた財産を有する場合⇒該当「有」)	○ 相続開始前3年間の預貯金及び有価証券の取引明細等（家族分も含みます。）、贈与契約書、贈与税の申告書(控)等	<input type="checkbox"/>	□ 有□無	□	
債務・葬式費用	① 借入金等はありませんか（連帯債務を含む。）。	○ 借用書、請求書、金銭消費貸借契約書、納付書、納税通知書等	<input type="checkbox"/>	□ 有□無	□	
	② 未納の固定資産税・所得税等の税金はありませんか。		<input type="checkbox"/>	□ 有□無	□	
	③ 預り保証金（敷金）等の計上漏れはありませんか。（預かり保証金等を有する場合⇒該当「有」）	○ 貸貸借契約書等	<input type="checkbox"/>	□ 有□無	□	
	④ 被相続人の住宅ローンのうち、団体信用生命保険に加入していたことにより返済する必要ななくなった金額を債務として控除していますか。	○ 住宅ローンの設定契約書等	<input type="checkbox"/>	—	□	
	⑤ 相続放棄した相続人（包括受遺者を除く。）が引き継いだ債務を債務控除していませんか。	○ 相続権利放棄申述の証明書等	<input type="checkbox"/>	—	□	
	⑥ 法会や香典返しに要した費用、墓石や仏壇の購入費用が含まれていませんか。	○ 領収書等	<input type="checkbox"/>	—	□	

項目	確認事項（確認欄にチェックしてください）	確認書類	確認有無	該当の有無	添付
評 通 項 目 不動産 別 項 目	① 土地の評価に当たっては、現地確認を行い利用状況を確認した上で、実際の面積によって計算していますか。	○ 実測図等	<input type="checkbox"/>	-	□
	② 評価単位の判定は適切ですか。	○ 土地の利用状況が確認できるもの	<input type="checkbox"/>	-	□
	③ 正面路線の判定は適切ですか。	○ 路線価図等	<input type="checkbox"/>	-	□
	④ 画地調整率の適用に誤りはありませんか。		<input type="checkbox"/>	-	□
	⑤ 地区区分の判定は適切ですか。		<input type="checkbox"/>	-	□
	⑥ 正面路線以外の路線が宅地の一部に接している場合、側方及び二方路線影響加算額を調整の上、加算していますか。 (2以上の方線に接している場合⇒該当「有」)		<input type="checkbox"/>	□有□無	□
	⑦ 不整形地について、想定整形地はその面積が最小となるよう適正に設定していますか。	○ 実測図等	<input type="checkbox"/>	-	□
	⑧ 国外不動産の評価は適切ですか。 (国外不動産を有する場合⇒該当「有」)	○ 現地の不動産会社の査定書等 ○ 現地の不動産鑑定士等の鑑定書、意見書等	<input type="checkbox"/>	□有□無	□
	⑨ 土地(特に山林)に縄延びはありませんか。	○ 実測図、森林施業図等	<input type="checkbox"/>	-	□
	⑩ 地積規模の大きな宅地の評価の適用について、要件の確認をしていますか。(地積規模の大きな宅地の評価を適用する場合⇒該当「有」)	○ 路線価図、住宅地図、都市計画図等	<input type="checkbox"/>	□有□無	□
	⑪ 借地権がある土地について、借地権の計上漏れはありませんか(建物のみの計上や、借地権者の地位に変更がない旨の申出書を提出しているもの)。 (借地権がある土地を有する場合⇒該当「有」)	○ 登記事項証明書、土地賃貸借契約書、借地権者の地位に変更がない旨の申出書(控)	<input type="checkbox"/>	□有□無	□
	⑫ 同族法人等に対して貸し付けている土地等のうち、無償返還に関する届出書を提出している土地等がある場合、適切な割合を控除していますか。 (無償返還に関する届出書を提出している土地等を有する場合⇒該当「有」)	○ 土地の無償返還に関する届出書(控)	<input type="checkbox"/>	□有□無	□
	⑬ 貸家の中に、空家となっているもの(一時的に空家となっているものを除きます。)はありませんか。 (貸家を有する場合⇒該当「有」)	○ 不動産賃貸借契約書	<input type="checkbox"/>	□有□無	□
	⑭ 貸家建付地として評価している場合、対応する建物(貸家)を計上していますか。 (貸家建付地を有する場合⇒該当「有」)	○ 固定資産税評価証明書、不動産賃貸借契約書	<input type="checkbox"/>	□有□無	□
	⑮ 貸宅地は地上権又は借地借家法に規定する借地権の目的物ですか(使用賃借の場合には自用地評価となります。)。 (貸宅地を有する場合⇒該当「有」)	○ 土地の賃貸借契約書、住宅地図等	<input type="checkbox"/>	□有□無	□
	⑯ 倍率地域の宅地比準の計算において、近傍宅地の1m ² 当たりの固定資産税評価額を基に評価していますか。	○ 固定資産税評価証明書	<input type="checkbox"/>	-	□
	⑰ 市街地周辺農地について、20%の評価減をしていますか。 (市街地周辺農地を有する場合⇒該当「有」)	○ 市街地農地等の評価明細書	<input type="checkbox"/>	□有□無	□

項目	確認事項（確認欄にチェックしてください）	確認書類	確認 (イ)	該当の 有無(イ)	添付 (イ)
評 価	① 評価方式の判定は適切ですか。 (非上場株式を保有する場合⇒該当「有」)	○ 取引相場のない株式（出資）の評価明細書、法人税確定申告書（控）及び決算書等 その他確認書類 [_____ _____ _____]	□	□有□無	□
	② 特定の評価会社の判定は適切ですか。	□	—	□	
	③ 比準要素数0の会社であるにもかかわらず、類似業種比準価額方式により評価していませんか。	□	—	□	
	④ 相続開始日における仮決算の内容を基に評価している場合、当該仮決算に基づき法人税の申告書を作成するなどして法人税額を算定していますか。 (仮決算に基づき評価している場合⇒該当「有」)	○ 仮決算に基づく法人税の申告書	□	□有□無	□
	⑤ 類似業種比準方式は直前期末の比準数値で評価していますか。	○ 取引相場のない株式（出資）の評価明細書等 その他確認書類 [_____ _____ _____]	□	—	□
	⑥ 類似業種比準方式の比準割合の算式の分母は3となっていますか。	□	—	□	
	⑦ 類似業種の業種目の判定は適正ですか（複数の業種目に係る取引金額がある場合、直前期の取引金額の内訳を確認していますか。）。	□	—	□	
	⑧ 類似業種の株価等は、相続開始年分の「類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価」で確認していますか。	○ 取引相場のない株式（出資）の評価明細書、法人税確定申告書（控）及び決算書等 その他確認書類 [_____ _____ _____]	□	□有□無	□
	⑨ 医療法人の出資の評価において、類似業種比準価額の算式は適切ですか。 (医療法人への出資がある場合⇒該当「有」)	□	—	□	
	⑩ 資産・負債の相続税評価額への評価替えに誤りはありませんか。	○ 土地の賃貸借契約書、土地の無償返還に関する届出書（控）	□	□有□無	□
価 値	⑪ 法人が課税時期前3年以内に取得した土地建物等について、課税時期の通常の取引価額で評価していますか。 (法人が3年以内に土地建物等を取得している場合⇒該当「有」)	○ 株式時価評価書等	□	—	□
	⑫ 繰延資産のうち財産的価値のないものを資産計上していませんか。	○ 上場株式の評価明細書等	□	□有□無	□
	⑬ 法人の生命保険金請求権を資産計上していますか。また、保険差益（欠損金の額は控除します。）に課せられる法人税等相当額を負債計上していますか。 (法人が生命保険金請求権や保険差益を有する場合⇒該当「有」)	○ ()	□	□有□無	□
	⑭ 準備金、引当金を負債計上していませんか。	○ 山林・森林の立木の評価明細書	□	□有□無	□
	⑮ 死亡退職金や未納公租公課を負債計上していますか。				
	⑯ 法人資産として計上されていない借地権はありませんか。 (法人が借地権を有する場合⇒該当「有」)				
	⑰ 国外非上場株式の評価は適切ですか。 (法人が国外非上場株式を有する場合⇒該当「有」)				
	⑱ 上場株式の評価に誤りはありませんか。 (上場株式を有する場合⇒該当「有」)				
	⑲ 利付債、割引債を額面で評価していませんか。 (利付債、割引債を有する場合⇒該当「有」)				
	⑳ 相続又は遺贈（包括遺贈及び被相続人からの相続人に対する遺贈に限ります。）により取得した場合、15%の評価減をしていますか。 (立木を有する場合⇒該当「有」)				
上場株式等					
立木					

項目	確認事項（確認欄にチェックしてください）	確認書類	確認 (v)	該当の有無 (v)	添付 (v)
特 小規模宅地等	① 必要な書類を添付していますか。 (小規模宅地等の特例を適用する場合⇒該当「有」)	○ 申告書第11・11の2表の付表1等	□	□有□無	□
	② 被相続人が老人ホーム等に入所したことにより居住されなくなった家屋の敷地の用に供されていた宅地等について、特定居住用宅地等の適用を受ける場合に必要な書類を添付していますか。 (上記の場合に該当するとき⇒該当「有」)	○ 被相続人の戸籍の附票の写し（相続開始の日以後に作成されたもの） (※3) ○ 要介護認定書類等 ○ 老人ホーム等への入所時における契約書の写し等 ○ 特例の適用を受ける宅地等を自己の居住用に供していることを明らかにする書類（※4）	□	□有□無	□
	③ 同居親族又は被相続人と生計を一にしていた親族が特定居住用宅地等の適用を受ける場合に必要な書類を添付していますか。 (上記の場合に該当するとき⇒該当「有」)	□	□有□無	□	
	④ 非同居親族が特定居住用宅地等の適用を受ける場合に必要な書類を添付していますか。 (上記の場合に該当するとき⇒該当「有」)	○ 取得した者の相続開始日前3年以内における住所又は居所を明らかにする書類（※4）	□	□有□無	□
	⑤ 特定居住用宅地等の上に存する建物が二世帯住宅で、その建物が区分所有建物である場合には、被相続人の居住の用に供されていた部分を確認していますか。 (上記の場合に該当するとき⇒該当「有」)	○ 相続開始日前3年以内にその取得者が居住していた家屋が、自己、自己の配偶者、自己の三親等内の親族又はその親族と特別の関係のある一定の法人が所有する家屋以外の家屋であることを証する書類 ○ 登記事項証明書	□	□有□無	□
	⑥ 特定居住用宅地等は取得者ごとの居住継続、所有継続要件を満たしていますか。 (要件を満たしている場合⇒該当「有」)	○ 特例の適用を受ける宅地等を自己の居住用に供していることを明らかにする書類（※4）	□	□有□無	□
	⑦ 特定同族会社事業用宅地等の適用を受ける場合に必要な書類を添付していますか。 (上記の場合に該当するとき⇒該当「有」)	○ 特例の対象となる法人の発行済株式の総数（又は出資の総額）及び被相続人等が有する法人の株式（又は出資の総額）を記載した書類でその法人が証明したもの	□	□有□無	□
	⑧ 個人の事業用資産についての納税猶予の特例の適用を受けた、又は、受ける相続人がいるにもかかわらず特定事業用宅地等を適用していませんか。	○ 特例の対象となる法人の定款の写し ○ ()	□	—	□
	⑨ 相続開始前3年以内に新たに事業の用に供された宅地等（平成31年4月以後から新たに事業の用に供されたものに限り、また、当該宅地の上で事業の用に供されている償却資産の価額が当該宅地の相続時の15%以上である場合を除きます。）に特定事業用宅地等を適用していませんか。	○ 収支内訳書（控）（不動産所得用）等	□	—	□
	⑩ 貸地（貸駐車場等）について特定事業用宅地等の80%減をしていませんか。	○ 収支内訳書（控）（不動産所得用）等	□	—	□
	⑪ 限度面積の計算を適正にしていますか。	○ 申告書第11・11の2表の付表1	□	—	□
	⑫ 分割が確定していない宅地について、特例を適用していませんか。（※5）	○ 遺言書又は遺産分割協議書及び各相続人の印鑑証明書（※2）	□	—	□
例 特定計画山林	① 必要な書類を添付していますか。 (特定計画山林の特例を適用する場合⇒該当「有」)	○ 森林経営計画書 ○ 特例の適用を受ける資産の内容の分かるもの	□	□有□無	□
	② 調整限度額の計算を適正にしていますか。	○ 申告書第11・11の2表の付表2等	□	—	□
	③ 分割が確定していない特定計画山林について、特例を適用していませんか。（※5）	○ 遺言書又は遺産分割協議書及び各相続人の印鑑証明書（※2）	□	—	□

項目	確認事項（確認欄にチェックしてください）	確認書類	確認 (v)	該当の 有無(v)	添付 (v)
配偶者 税額 軽減	○ 分割が確定していない財産について、特例を適用していませんか。（※5）	○ 遺言書又は遺産分割協議書及び各相続人の印鑑証明書（※2）	<input type="checkbox"/>	—	<input type="checkbox"/>
特 農地等につ いての相続 税の納税猶 予	① 必要な書類を添付していますか。 （農地等納税猶予の特例を適用する場合⇒該当「有」） ② 期限内申告ですか。 ③ 遺言書又は遺産分割協議書はありますか。 ④ 被相続人は死亡の日まで、特例適用農地について農業を営んでいましたか。 （営んでいた場合⇒該当「有」） ⑤ 贈与税の納税猶予の特例の適用を受けていませんか。 （受けている場合⇒該当「有」） ⑥ 特例適用者は相続人であり、かつ速やかに農業経営を開始していますか。 （相続人で農業経営を開始している場合⇒該当「有」） ⑦ 現況が農地等以外の土地又は特定市街化区域農地等（都市営農農地等を除きます。）に特例を適用していませんか。 ⑧ 担保提供関係書類を期限内に提出していますか。 （担保提供関係書類を期限内に提出している場合⇒該当「有」）	○ 農業委員会の適格者証明書等 ○ 遺言書又は遺産分割協議書及び各相続人の印鑑証明書（※2） ○ () ○ 贈与税の申告書（控） ○ () ○ () ○ 担保目録及び担保提供書等	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
非上場株式 等について の相続税の 納税猶予 (特例措 置) (※6)	① 必要な書類を添付していますか。 （非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例を適用する場合⇒該当「有」） ② 期限内申告ですか。 ③ 遺言書又は遺産分割協議書はありますか。 ④ 都道府県知事の認定書及び確認書はありますか。 ⑤ 「特例承継計画」（会社の後継者や承継時までの経営見通し等を記載したもの）を策定し、認定経営革新等支援機関（税理士、商工会、商工會議所等）の所見を記載の上、令和5年3月31日までに都道府県知事に提出し、その確認を受けましたか。 ⑥ 特例適用者が取得した非上場株式等は、平成30年1月1日から令和9年12月31日までの間に最初のこの特例の適用に係る相続又は遺贈による取得、又は、その取得の日から特例経営承継期間の末日までの間に相続税の申告書の提出期限が到来する相続又は遺贈による取得ですか。 ⑦ 担保提供関係書類を期限内に提出していますか。 （担保提供関係書類を期限内に提出している場合⇒該当「有」）	○ 会社の定款の写し等 ○ 遺言書又は遺産分割協議書及び各相続人の印鑑証明書（※2） ○ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第7条第10項の都道府県知事の認定書の写し及び同条第7項の申請書の写し ○ 同規則第17条第4項の確認書の写し及び同条第2項の申請書の写し ○ 承継計画等 ○ 担保目録及び担保提供書等	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
非上場株式 等の贈与者 が死亡した 場合の相続 税の納税猶 予（特例措 置） (※6)	① 必要な書類を添付していますか。 （非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予を適用する場合⇒該当「有」） ② 贈与税の納税猶予の特例の適用を受ける受贈者に係る贈与者の死亡ですか。 （上記に該当する場合⇒該当「有」） ③ 期限内申告ですか。 ④ 都道府県知事の確認書はありますか。 ⑤ 担保提供関係書類を期限内に提出していますか。 （担保提供関係書類を期限内に提出している場合⇒該当「有」）	○ 会社の登記事項証明書等 ○ 贈与税の申告書（控） ○ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条第6項の都道府県知事の確認書の写し及び同条2項の申請書の写し ○ 担保目録及び担保提供書等	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

項目	確認事項（確認欄にチェックしてください）	確認書類	確認 (v)	該当の 有無(v)	添付 (v)
	<p>① 養子が2人以上いる場合、法定相続人の数に含める養子の数に誤りはありませんか（実子がいる場合には1人、実子がない場合には2人となります。）。</p> <p>② 法定相続分の計算に誤りはありませんか（特に相続人に代襲相続人がいる場合。）。</p> <p>③ 相続又は遺贈により財産を取得した者が孫（いわゆる孫養子を含み、代襲相続人を除きます。）や兄弟姉妹、受遺者等の場合は、税額の2割加算をしていますか。 (上記相続人がいる場合⇒該当「有」)</p>	<p>○ 戸籍の謄本、法定相続情報一覧図の写し等（※1） その他確認書類</p> <p>[_____ _____ _____]</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	— — □有□無 —	□ □ □
税額計算等	<p>④ 相続人が未成年者である場合に、過去に未成年者控除の適用を受けている場合は、前の相続における控除不足額を限度として控除していますか。 (過去に適用している場合⇒該当「有」)</p> <p>⑤ 相続人が障害者である場合に、過去に障害者控除の適用を受けている場合は、前の相続における控除不足額を限度として控除していますか。 (過去に適用している場合⇒該当「有」)</p> <p>⑥ 法令の適用誤り、税額の計算誤り等はありませんか。</p>		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	□有□無 □有□無 —	□ □ □
その他の	<p>① 生前の土地等の譲渡代金は相続財産に反映されていますか。 (土地等の譲渡代金がある場合⇒該当「有」)</p> <p>② 前回以前の相続の時において被相続人が取得した財産のうち、今回の相続財産に計上すべきものの有無を確認していますか。 (前回以前の相続において取得した場合⇒該当「有」)</p> <p>③ 多額の債務がある場合、その借り入れによって取得した財産は、相続財産に反映されていますか。 (多額の債務及び借入金がある場合⇒該当「有」)</p> <p>④ 相続税の延納、物納をされる場合には、申請書等及び関係書類を相続税の申告書とともに申告期限（納期限）内に提出していますか。 (延納・物納をする場合⇒該当「有」)</p> <p>⑤ 非課税財産（墓所、靈廟及び祭具並びにこれらに準ずるもの）を相続財産に計上していませんか（ただし、商品、骨とう品又は投資目的で所有するものを除く。）。</p>	<p>○ ()</p> <p>○ 前回の相続の際の遺産分割協議書等</p> <p>○ 金銭消費貸借契約書等</p> <p>○ ()</p> <p>○ ()</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	□有□無 □有□無 □有□無 —	□ □ □ □ □

（※1） 次に掲げるいずれかの書類（複写したものを含みます。）の提出が必要です。

- ① 相続開始の日から10日を経過した日以後に作成された「戸籍の謄本」で、被相続人の全ての相続人を明らかにするもの
② 図形式の「法定相続情報一覧図の写し」（子の続柄が、実子又は養子のいずれであるかがわかるように記載されたものに限ります。）
なお、被相続人に養子がいる場合は、その養子の戸籍の謄本又は抄本（複写したものを含みます。）も提出が必要です。

（※2） 配偶者の税額軽減、小規模宅地等の特例、農地等についての相続税の納税猶予の特例、非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例、医療法人の持分についての相続税の納税猶予の特例、特定受贈同族株式等に係る特定事業用資産の特例、特定計画山林の特例の適用を受ける場合には、必ず遺産分割協議書の写し、遺産分割協議書に押印した相続人全員の印鑑証明書の原本又は遺言書の写しの提出が必要です。

（※3） 「戸籍の附票の写し」とは、市区町村長から交付を受けた戸籍の附票に記載された事項を証明した書類（原本）のことであり当該書類を複写（コピー）したものではありません。

（※4） 特例の適用を受ける者がマイナンバー（個人番号）を有している場合は提出する必要はありません。

（※5） 申告書の提出期限までに分割されていない財産を申告書の提出期限から3年以内に分割し、配偶者に対する相続税額の軽減の特例、小規模宅地等の特例及び特定計画山林の特例を受けようとするときは、「申告期限後3年以内の分割見込書」の提出が必要です。

（※6） 「非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例（特例措置）」等の適用を受けるための適用要件及び添付書類の確認には、「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例のチェックシート（特例措置）」等を使用してください。
なお、「非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例（一般措置）」等の適用を受けるための適用要件及び添付書類は、「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例のチェックシート（一般措置）」等を確認してください。

被相続人氏名

相続人代表

住所

氏名

電話

開 与 税 理 土	所在地
氏 名	電話 ()

土砂災害特別警戒区域内にある宅地の評価

近年、土砂災害特別警戒区域の指定件数が増加していることを踏まえ、土砂災害特別警戒区域内にある宅地の評価に当たり、その宅地に占める土砂災害特別警戒区域内となる部分の地積の割合に応じて一定の減額補正を行うこととした。

(評価通達20-6=新設、13、20-5、20-7、付表9=改正)

1 通達制定の趣旨

土砂災害防止法では、都道府県知事は、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域で一定のものを土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）として指定することができ、この警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で一定のものを土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）として指定することができる（土砂災害防止法7、9）。

このうち、特別警戒区域内にある宅地については、建築物の構造規制（土砂災害防止法24、25）が課せられ、宅地としての通常の用途に供するとした場合に利用の制限があると認められることから、特別警戒区域内に存しない宅地の価額に比して、一定の減価が生ずるものと考えられる。

そして、近年、特別警戒区域の指定件数が増加しており、また、土砂災害防止法第4条に基づく特別警戒区域の指定等に係る基礎調査が平成31年度を目途に完了することが見込まれていることから、今後、更なる指定件数の増加が想定される。

このような状況を踏まえ、今般、特別警戒区域内にある宅地の評価方法を定めることとした。

2 通達改正の概要等

(1) 「土砂災害特別警戒区域内にある宅地の評価」の適用対象

「土砂災害特別警戒区域内にある宅地の評価」の適用対象となる宅地は、課税時期において、土砂災害防止法の規定により指定された特別警戒区域内にある宅地である^(注)。したがって、従前、特別警戒区域内にあったが、土砂災害の防止に関する工事の実施等により、特別警戒区域の指定の事由がなくなったと認められ、課税時期前に特別警戒区域の指定が解除された場合には、「土砂災害特別警戒区域内にある宅地の評価」の適用対象とはならない。

(注) 特別警戒区域の指定及び解除は、公示によってその効力を生ずることとされている（土砂災害防止法9⑥、⑨）ことから、当該公示の有無により特別警戒区域の指定及び解除を判断することとなる。

なお、警戒区域については、市町村地域防災計画による警戒避難体制の整備、土砂災害ハザードマップによる周知など、市町村長等に義務は課せられているが、特別警戒区域に指定されない限り、宅地としての利用は法的に制限されない。さらに、警戒区域に指定されることにより、当該区域について一定の土砂災害発生の危険性の存在が公表されるが、一般に、警戒区域内にある宅地は、背後にがけ地が控える場合や谷・渓流の近くに存する

場合など、区域指定以前から当該危険性の存在は認識されている場合が多く、また、土砂災害発生の危険性は警戒区域内外にわたり比較的広範囲に及んでいることから、土地価格の水準に既に織り込まれているとも考えられる。

したがって、警戒区域内にあるとしても、特別警戒区域内に存しない宅地については、「土砂災害特別警戒区域内にある宅地の評価」の適用対象としていない。

(2) 「土砂災害特別警戒区域内にある宅地の評価」の評価方法

特別警戒区域内にある宅地における建築物の構造規制に伴う減価としては、①構造強化等に係る対策費用の負担による減価及び②建築物の敷地として利用できることによる減価が考えられる。ただし、経済合理性の観点からは、多額の対策費用を要する場合には、その費用を投じてまで建築物の敷地として利用することは通常考えられず、駐車場等として利用すると考えられることから、当該規制に伴う減価は、②の減価が下限値となる。これに加えて、①の減価については、汎用性のある対策費用の負担による減価の見積もりが困難であることや評価の簡便性を考慮すると、②の減価を反映した評価方法とすることが相当である。

そこで、特別警戒区域内となる部分を有する宅地の価額については、その宅地のうちの特別警戒区域内となる部分が特別警戒区域内となる部分でないものとした場合の価額に、その宅地の総地積に対する特別警戒区域内となる部分の地積の割合に応じて、次の「特別警戒区域補正率表」に定める補正率を乗じて計算した価額によって評価することとした。

なお、特別警戒区域は、基本的には地勢が傾斜する地域に指定されることから、特別警戒区域内にある宅地にはがけ地を含む場合もあると考えられるところ、評価通達20-5((がけ地等を有する宅地の評価))における付表8に定めるがけ地補正率の適用がある場合においては、次の「特別警戒区域補正率表」により求めた補正率にがけ地補正率を乗じて得た数値を特別警戒区域補正率とすることとし、その最小値は0.50とした。

○ 特別警戒区域補正率表

特別警戒区域の地積 総 地 積	補正率
0.10 以上	0.90
0.40 //	0.80
0.70 //	0.70

(3) 倍率地域に所在する特別警戒区域内にある宅地

倍率方式により評価する地域(以下「倍率地域」という。)に所在する宅地の価額は、その宅地の固定資産税評価額に倍率を乗じて評価することとしている(評価通達21-2)。

特別警戒区域内の宅地の固定資産税評価額の算定については、特別警戒区域の指定による土地の利用制限等が土地の価格に影響を与える場合には、当該影響を適正に反映させることとされており、特別警戒区域に指定されたことに伴う宅地としての利用制限等により生ずる減価は、既に固定資産税評価額において考慮されていると考えられる。

したがって、倍率地域に所在する特別警戒区域内にある宅地については、「土砂災害特別警戒区域内にある宅地の評価」の適用対象としていない。

(4) 市街地農地等への適用関係

市街地農地、市街地周辺農地、市街地山林及び市街地原野（以下、これらを併せて「市街地農地等」という。）については、評価通達39（市街地周辺農地の評価）、40（市街地農地の評価）、49（市街地山林の評価）及び58-3（市街地原野の評価）の定めにおいて、その農地等が宅地であるとした場合を前提として評価（宅地比準方式により評価）することとしているところ、市街地農地等が特別警戒区域内にある場合、その農地等を宅地に転用するときには、宅地としての利用が制限され、これによる減価が生ずることになる。

したがって、市街地農地等が特別警戒区域内にある場合には、「土砂災害特別警戒区域内にある宅地の評価」の適用対象となる。

また、雑種地の価額は、近傍にある状況が類似する土地に比準した価額により評価する（評価通達82）ところ、評価対象となる雑種地の状況が宅地に類似する場合には宅地に比準して評価することとなり、農地等に類似する場合には農地等に比準して評価することとなる。このとき、市街化区域内の農地等の価額は宅地比準方式により評価することとしていることから、市街化区域内の雑種地についても、宅地比準方式により評価することとなる。

このような宅地に状況が類似する雑種地又は市街地農地等に類似する雑種地が特別警戒区域内にある場合、その雑種地を宅地として使用するときには、その利用が制限され、これによる減価が生ずることになる。

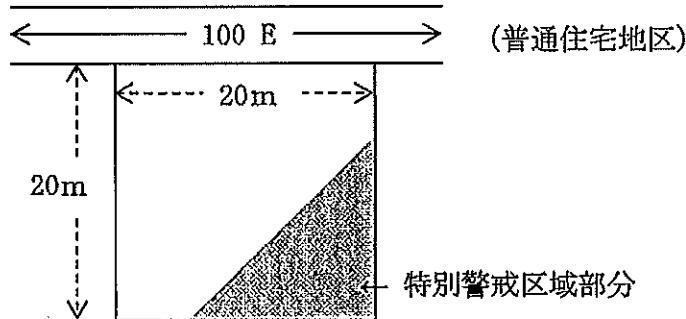
したがって、宅地に状況が類似する雑種地又は市街地農地等に類似する雑種地が特別警戒区域内にある場合には、「土砂災害特別警戒区域内にある宅地の評価」の適用対象となる。

(5) 具体的な計算例

「土砂災害特別警戒区域内にある宅地の評価」の具体的な計算例を示せば、次のとおりである。

（設例1）特別警戒区域内にある宅地の場合

- ① 総地積：400 m²
- ② 特別警戒区域内となる部分の地積：100 m²



【計算】

1 総地積に対する特別警戒区域となる部分の地積の割合

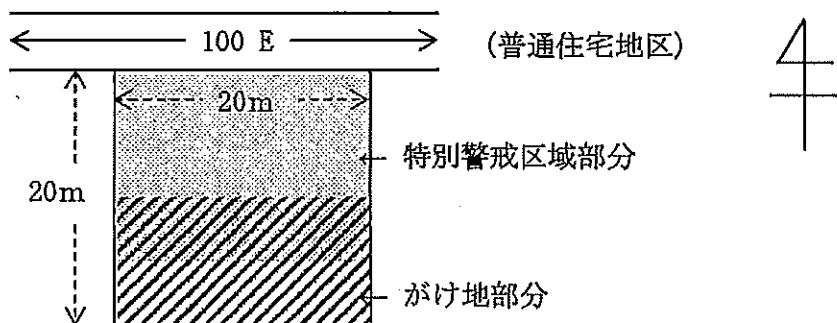
$$\frac{100 \text{ m}^2}{400 \text{ m}^2} = 0.25$$

2 評価額

$$\begin{array}{ccccccc}
 & \text{(路線価)} & & \text{(実行価格補正率)} & \text{(特別警戒区域補正率)} & & \text{(地積)} \\
 & 100,000 \text{ 円} & \times & 1.00 & \times & 0.90 & \times 400 \text{ m}^2 = 36,000,000 \text{ 円}
 \end{array}$$

(設例2) 特別警戒区域内にある宅地でがけ地等を有する場合

- ① 総地積 : 400 m²
- ② 特別警戒区域内となる部分の地積 : 300 m²
- ③ がけ地 (南方位) の地積 : 200 m²



【計算】

1 総地積に対する特別警戒区域となる部分の地積の割合

$$\frac{300 \text{ m}^2}{400 \text{ m}^2} = 0.75$$

2 総地積に対するがけ地部分の地積の割合

$$\frac{200 \text{ m}^2}{400 \text{ m}^2} = 0.5$$

3 特別警戒区域補正率

$$\begin{array}{ccccc}
 & \text{(特別警戒区域補正率表の補正率)} & & \text{(南方位のがけ地補正率)} & \text{(特別警戒区域補正率)} \\
 & 0.70 & \times & 0.82 & = 0.57 \text{ (※) } \text{(小数点以下2位未満を切捨て)}
 \end{array}$$

※ 0.50未満の場合は、0.50となる。

4 評価額

$$\begin{array}{ccccccc}
 & \text{(路線価)} & & \text{(実行価格補正率)} & \text{(特別警戒区域補正率)} & & \text{(地積)} \\
 & 100,000 \text{ 円} & \times & 1.00 & \times & 0.57 & \times 400 \text{ m}^2 = 22,800,000 \text{ 円}
 \end{array}$$

(6) 適用時期

平成31年1月1日以後に相続、遺贈又は贈与により取得した財産の評価に適用することとした。

土地及び土地の上に存する権利の評価についての調整率表（平成31年1月分以降用）

① 奥行価格補正率表

地区区分 奥行距離m	ビル街	高度商業	繁華街	普通商業・併用住宅	普通住宅	中小工場	大工場		
4未満	0.80	0.90	0.90	0.90	0.90	0.85	0.85		
4以上6未満		0.92	0.92	0.92	0.92	0.90	0.90		
6~8	0.81	0.91	0.95	0.95	0.95	0.93	0.93		
8~10	0.88	0.96	0.97	0.97	0.97	0.95	0.95		
10~12	0.90	0.98	0.99	0.99	1.00	0.96	0.96		
12~14	0.91	0.99	1.00	1.00		0.97	0.97		
14~16	0.92	0.98				0.98			
16~20	0.93	0.99				0.99			
20~24	0.94	1.00				1.00			
24~28	0.95								
28~32	0.96								
32~36	0.97								
36~40	0.98								
40~44	0.99								
44~48	1.00								
48~52	0.99		0.88	0.89	0.89				
52~56	0.98		0.87	0.88	0.88				
56~60	0.97		0.86	0.87	0.87				
60~64	0.96	0.85	0.86	0.86	0.99				
64~68	0.95	0.84	0.85	0.85	0.98				
68~72	0.94	0.83	0.84	0.84	0.97				
72~76	0.93	0.82	0.83	0.83	0.96				
76~80	0.92	0.81	0.82						
80~84	0.80					0.82	0.93		
84~88						0.88			
88~92						0.86			
92~96	0.99	0.84	0.80		0.81	0.90			
96~100	0.97	0.82							
100	0.95	0.80							

② 側方路線影響加算率表

地区区分	加算率	
	角地の場合	辺地の場合
ビル街	0.07	0.03
高度商業、繁華街	0.10	0.05
普通商業・併用住宅	0.08	0.04
普通住宅、中小工場	0.03	0.02
大工場	0.02	0.01

③ 二方路線影響加算率表

地区区分	加算率
ビル街	0.03
高度商業、繁華街	0.07
普通商業・併用住宅	0.05
普通住宅、中小工場	0.02
大工場	0.02

④ 不整形地補正率を算定する際の地積区分表

地区区分	地積区分	A	B	C
		1,000m以上 1,500m未満	1,500m以上	1,500m以上
高度商業	450m未満	450m以上	700m未満	700m以上
繁華街	650m未満	650m以上	1,000m未満	1,000m以上
普通商業・併用住宅	500m未満	500m以上	750m未満	750m以上
普通住宅	3,500m未満	3,500m以上	5,000m未満	5,000m以上
中小工場	3,500m未満	3,500m以上	5,000m未満	5,000m以上

⑤ 不整形地補正率表

地区区分 地積区分 かけ地割合	高度商業、繁華街、 普通商業・併用住宅、中小工場			普通住宅		
	A	B	C	A	B	C
10%以上	0.99	0.99	1.00	0.98	0.99	0.99
15%	0.98	0.99	0.99	0.96	0.98	0.99
20%	0.97	0.98	0.99	0.94	0.97	0.98
25%	0.96	0.98	0.99	0.92	0.95	0.97
30%	0.94	0.97	0.98	0.90	0.93	0.96
35%	0.92	0.95	0.98	0.88	0.91	0.94
40%	0.90	0.93	0.97	0.85	0.88	0.92
45%	0.87	0.91	0.95	0.82	0.85	0.90
50%	0.84	0.89	0.93	0.79	0.82	0.87
55%	0.80	0.87	0.90	0.75	0.78	0.83
60%	0.76	0.84	0.86	0.70	0.73	0.78
65%	0.70	0.75	0.80	0.60	0.65	0.70

⑥ 間口狭小補正率表

地区区分	ビル街	高度商業	繁華街	普通商業・併用住宅	普通住宅	中小工場	大工場
4未満	—	0.85	0.90	0.90	0.90	0.80	0.80
4以上6未満	—	0.91	1.00	0.97	0.94	0.85	0.85
6~8	—	0.97		1.00	0.97	0.90	0.90
8~10	0.95	0.95			0.95	1.00	
10~16	0.97	1.00			0.97		
16~22	0.98				0.98		
22~28	0.99				0.99		
28	1.00				1.00		

⑦ 奥行長大補正率表

地区区分	ビル街	高度商業	繁華街	普通商業・併用住宅	普通住宅	中小工場	大工場	
2以上3未満	1.00	1.00		0.98	1.00	1.00	1.00	
3~4		0.99		0.96	0.99			
4~5		0.98		0.94	0.98			
5~6		0.96		0.92	0.96			
6~7		0.91		0.90	0.91			
7~8		0.92			0.92			
8		0.90			0.90			

⑧ 規模格差補正率表

イ 三大都市圏に所在する宅地

ロ 三大都市圏以外の地図に所在する宅地

地区区分	普通商業・併用住宅	普通住宅
記号①	⑨5	25
500以上1,000未満	0.95	25
1,000~3,000	0.90	75
3,000~5,000	0.85	225
5,000	0.80	475

地区区分	普通商業・併用住宅	普通住宅
記号②	⑩0	100
1,000以上3,000未満	0.90	100
3,000~5,000	0.85	250
5,000	0.80	500

⑨ がけ地補正率表

イ がけ地の方位

ロ がけ地の総面積

がけ地の方位	南	東	西	北
0.10以上	0.95	0.95	0.94	0.93
0.20	0.92	0.91	0.90	0.88
0.30	0.88	0.87	0.86	0.83
0.40	0.85	0.84	0.82	0.78
0.50	0.82	0.81	0.78	0.73
0.60	0.79	0.77	0.74	0.68
0.70	0.76	0.74	0.70	0.63
0.80	0.73	0.70	0.66	0.58
0.90	0.70	0.65	0.60	0.53

⑩ 特別警戒区域の地積

イ 特別警戒区域の地積

ロ 補正率

0.10以上	0.90
0.40	0.80
0.70	0.70
1.00	0.70

**相続税申告書の
代理送信等に関するQ&A**

令和元年9月

国税庁資産課課税課

目 次

1	開始時期及び対象年分	1
2	申告書の提出先	1
3	e-Taxにより提出（送信）可能な申告書等	2
4	e-Taxに対応していない申告書の提出の可否	4
5	各帳票の単独送信の可否	5
6	修正申告書のe-Taxによる提出（送信）の可否	5
7	財産取得者が法人の場合	5
8	開始届出書の提出先	5
9	利用者識別番号の取得	6
10	申告書の作成方法	7
11	申告書の送信	8
12	受信通知	10
13	イメージデータ送信の対象となる添付書類	11
14	イメージデータの送信方式	14
15	イメージデータの送信可能なファイル数及びデータ容量	15
16	添付書類の提出省略	15
17	マイナンバーの記載等	16

《開始時期及び対象年分》

問1 相続税の申告書は、いつから e-Tax を利用して提出（送信）することができますか。
また、何年分の申告が対象となりますか。

【答】

相続税の申告書は、令和元年 10 月 1 日（火）午前 0 時から、e-Tax による提出（送信）が可能となります。

また、令和元年分の申告（2019 年 1 月 1 日以降に相続等により財産を取得した人の申告）から e-Tax の対象となります。

（注）平成 30 年以前の年分の申告（2018 年 12 月 31 日以前に相続等により財産を取得した人の申告）を e-Tax により行うことはできません。

従来どおり書面による申告をお願いします。

《申告書の提出先》

問2 相続税の申告書の提出（送信）は、どの税務署に行うのですか。

【答】

相続税の申告書の提出（送信）先は、書面で提出する場合と同様に、被相続人の死亡の時における住所地を管轄する税務署となります。

《e-Taxにより提出（送信）可能な申告書等》

問3 e-Taxにより提出（送信）可能な相続税の申告書には、どのようなものがありますか。

【答】

e-Taxにより提出（送信）可能な相続税の申告書は、以下のとおりです。

○ 手続帳票一覧①（令和元年10月現在）

手続	帳 票 名
第 1 表	相続税の申告書
第 1 表(続)	相続税の申告書(続)
第 1 表の付表 2	還付される税額の受取場所
第 2 表	相続税の総額の計算書
第 4 表	相続税額の加算金額の計算書
第 4 表の付表	相続税額の加算金額の計算書付表
第 4 表の 2	暦年課税分の贈与税額控除額の計算書
第 5 表	配偶者の税額軽減額の計算書
第 6 表	未成年者控除額・障害者控除額の計算書
第 7 表	相次相続控除額の計算書
第 8 表	外国税額控除額・農地等納税猶予税額の計算書
第 9 表	生命保険金などの明細書
第 10 表	退職手当金などの明細書
第 11 表	相続税がかかる財産の明細書(相続時精算課税適用財産を除きます。)
第 11 の 2 表	相続時精算課税適用財産の明細書・相続時精算課税分の贈与税額控除額の計算書
第 11・11 の 2 表の付表 1	小規模宅地等についての課税価格の計算明細書
第 11・11 の 2 表の付表 1(続)	小規模宅地等についての課税価格の計算明細書(続)
第 11・11 の 2 表の付表 1(別表 1)	小規模宅地等についての課税価格の計算明細書(別表)
第 13 表	債務及び葬式費用の明細書
第 14 表(平成 30 年分以降用)	純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額・出資持分の定めのない法人などに遺贈した財産・特定の公益法人などに寄附した相続財産・特定公益信託のために支出した相続財産の明細書
第 14 表(平成 31 年 4 月分以降用)	純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額・出資持分の定めのない法人などに遺贈した財産・特定の公益法人などに寄附した相続財産・特定公益信託のために支出した相続財産の明細書
第 15 表	相続財産の種類別価額表
第 15 表(続)	相続財産の種類別価額表(続)

(参考 1)

相続税の申告書とともに提出（送信）が可能な相続税申告の手続帳票は、以下のとおりです。

○ 手続帳票一覧②（令和元年 10 月現在）

手続	帳 票 名
相 続 税 申 告	相続税の申告書等送信票(兼送付書)
	税務代理権限証書
	税理士法第 33 条の 2 第 1 項に規定する添付書面
	税理士法第 33 条の 2 第 2 項に規定する添付書面

(参考 2)

e-Tax で提出（送信）が可能な相続税の申請・届出等の手続帳票として、「相続税の更正の請求書」、「納税管理人届出書」及び「納税管理人解任届出書」があります。

《e-Tax に対応していない申告書の提出の可否》

問4 納税猶予等の特例の適用を受ける場合など、e-Tax に対応していない申告書（申告書第3表や第8の8表など）の提出が必要な場合は、電子申告をすることはできないのですか。

【答】

e-Tax に対応していない申告書の提出が必要な場合であっても、電子申告を行うことは可能です。

この場合、e-Tax に対応している申告書については、電子データを送信し、e-Tax に対応していない申告書については、別途、書面で提出していただくことになります。

また、e-Tax に対応していない申告書を書面で提出する場合には、その申告書とともに、出力した「相続税の申告書等送信票（兼送付書）」を提出してください。

なお、申告書はイメージデータによる提出の対象となりませんのでご注意ください。

(参考)

「相続税の申告書等送信票（兼送付書）」は、以下のとおり e-Tax のメッセージボックス内に格納されている受信通知からダウンロードすることができます。

※ メッセージボックスの閲覧については、セキュリティ対策の観点から、原則として電子証明書が必要になります。

メール詳細	
<small>送信されたデータを受け付けました。 なお、毎日、内閣の令記のため、担当課員からご連絡させていただく場合がありますので、ご了承ください。</small>	
■ 申告書内容	
提出先 税理士事務所名 氏名又は名称 登録番号 登録日付 登録年月日 登録代理人の氏名 申告書次第	<small>松島化粧店 田代 次郎 123456789 平成31年04月01日 田代 大介 申告書次第までに添付すべき税額 算定される税額</small>
税号	<small>H000123456789ダイレクト納付、ATMやインターネットバンキング等による電子納付、クレジットカード納付を行つ場合は、提出して頂戴される「納付区分番号選択」を押下し納付を行ってください。</small>
<small>送信されたデータは、「ダウンロード（PDF形式）」ボタンよりダウンロードすることができます。 個人情報欄に記載された個人番号は、表示されません。</small>	
ダウンロード（PDF形式）	
■ 送付書	
<small>添付書類を提出する場合は、送付者の内容を添付・封筒の上、送付者とともに添付書類をご交付ください。</small>	
送付書類へ	
■ 納付区分番号通知	
<small>ダイレクト納付、ATMやインターネットバンキングによる電子納付、クレジットカード納付を行つ場合は、以下のボタンより「納付区分番号選択」を押下し納付を行ってください。</small>	
納付区分番号通知へ	
■ 电子申告等証明書交付协议	
<small>申請書データの提出先税理事務所に対して「電子申告等証明書」の交付を承認することができます。 交付日付は申告データを提出した日付となります。 なお、「既送された申告等データの確認」ボタンからは、 申告書内の「ダウンロード（PDF形式）」ボタンと同じファイルがダウンロードできます。</small>	
交付請求承認へ	
<small>既送された申告等データの確認</small>	
<small>IQR電子申告・納付システム（e-Tax）の利用についてアンケートを実施しています。 よろしければご回答ください。 ●アンケートのページ</small>	
●アンケートのページ	
閉じる	

《各帳票の単独送信の可否》

問5 申告書等の一部に送信漏れがあったため、再度送信したいのですが、送信漏れの申告書等を単独で送信することはできますか。

【答】

送信漏れとなった申告書の一部を単独で送信することはできません。

申告書の一部について送信漏れとなった場合は、既に送信した申告書も含め、申告書一式を再送信してください。

なお、税務代理権限証書については、単独で送信することができます。

一方、税理士法第33条の2第1項又は第2項に規定する添付書面については、単独で送信することはできませんので、当該書面が送信漏れとなった場合は、既に送信した申告書も含め、申告書一式を再送信してください。

《修正申告書のe-Taxによる提出（送信）の可否》

問6 相続税の修正申告書をe-Taxにより提出（送信）することはできますか。

【答】

相続税の修正申告書をe-Taxにより提出（送信）することはできませんので、従来どおり書面による申告をお願いします。

《財産取得者が法人の場合》

問7 財産取得者が一般社団法人等の場合、e-Taxにより申告を行うことができますか。

【答】

財産取得者が一般社団法人等の場合や、人格のない社団又は財団（相続税法第66条第1項）の場合においても、e-Taxにより申告を行うことができます。

《開始届出書の提出先》

問8 新たにe-Taxを利用するためには必要な「電子申告・納税等開始（変更等）届出書」の提出は、どの税務署に行うのですか。

【答】

「電子申告・納税等開始（変更等）届出書」は、財産取得者の住所地を管轄する税務署に提出してください。

なお、財産取得者が所得税について事業所等の所在地を納税地としている場合には、「電子申告・納税等開始（変更等）届出書」は、事業所等の所在地（所得税の納税地）を管轄する税務署に提出してください。

《利用者識別番号の取得》

問9 所得税や贈与税などの申告を e-Tax により行うために、既に利用者識別番号を取得している場合、相続税申告の e-Tax のために、改めて「電子申告・納税等開始（変更等）届出書」を提出して利用者識別番号を取得する必要がありますか。

【答】

既に利用者識別番号を取得している方については、その利用者識別番号を用いて相続税の申告を e-Tax により行うことができますので、改めて「電子申告・納税等開始（変更等）届出書」を提出して利用者識別番号を取得する必要はありません。

なお、誤って利用者識別番号を複数（二重に）取得してしまった場合は、最後に取得した利用者識別番号が有効となり、古い利用者識別番号に係るメッセージボックスが確認できなくなりますのでご注意ください。

（参考）

利用者識別番号を誤って二重に取得すると、これまでに e-Tax により申告等を行った内容がメッセージボックスから確認できなくなるため、利用者識別番号の取得の有無などを十分確認する必要があります。

なお、利用者識別番号がわからない場合は、①過去に電子申告を行った申告書等の控えや税務署からの郵送物など、②確定申告書等作成コーナーの保存データ（.data）がある場合はデータを読み込み、その入力内容、③e-Tax ソフトを利用している場合はメッセージボックスの確認を行った際に表示される「受付システムログイン用暗証番号入力」画面などから、利用者識別番号を確認することができる場合がありますのでご確認ください。

また、利用者識別番号を確認することができない場合は、変更等届出書を管轄の税務署に提出していただき、税務署から郵送される利用者識別番号と仮の暗証番号により e-Tax による手続を行ってください。

《申告書の作成方法》

問 10-1 申告書はどのようにして作成・送信するのですか。

【答】

e-Tax ソフト^{*1}又は民間の税務会計ソフトにより相続税の申告書を作成・送信してください。

なお、e-Tax ソフト（WEB 版）^{*2}及び確定申告書等作成コーナーでは、相続税の申告書を作成することはできません。

※1 e-Tax ソフトは、e-Tax ホームページからダウンロードできます。

なお、e-Tax ソフトは、確定申告書等作成コーナーのように、画面の案内に従って金額等を入力することにより税額等が自動計算されるものではなく、利用者自身が計算した金額等を直接入力するソフトです。

2 e-Tax ソフト（WEB 版）は、e-Tax ソフトの基本的な機能をインターネットを経由して Web ブラウザ上で使用できるように提供しているシステムです。

（参考）

e-Tax ソフト及び e-Tax ソフト（WEB 版）は、民間の税務会計ソフトで作成した相続税に係る電子申告用データ（拡張子が「.xtx」のもの）を組み込み、署名・送信することができます。

問 10-2 e-Tax ソフト等における I T 部^{*1}に入力する納税者は、誰（相続人代表、申告書第 1 表の財産取得者の 1 人目など）を入力すればよいですか。

【答】

I T 部については、特定の納税者を入力する仕様ではありません（税理士が財産取得者である場合を除きます。^{*2}）。そのため、税理士等が複数の財産取得者の申告をまとめて代理送信する場合、I T 部にはその財産取得者のうち、任意の 1 名を選択し、入力してください。

なお、「相続税の申告書等送信票（兼送付書）」の住所、氏名及び利用者識別番号の欄には、I T 部に入力した財産取得者の情報が表示されます。

※1 I T 部とは、e-Tax の各帳票で共通的に記入する納税者等に関する情報及び申告・申請に関する情報です。各帳票個別部分の該当する情報は、I T 部に入力した情報を参照しています。

2 財産取得者である税理士が、他の財産取得者の申告もまとめて提出（送信）する場合は、I T 部（財産取得者に関する項目）には他の財産取得者の情報を入力してください（I T 部（財産取得者に関する項目）に税理士の情報を入力した場合、他の財産取得者の申告等データはエラーとなります。）。

《申告書の送信》

問 11-1 書面における申告と同様に、相続税申告の e-Tax においても複数の財産取得者の申告をまとめて連署により行うことができます。

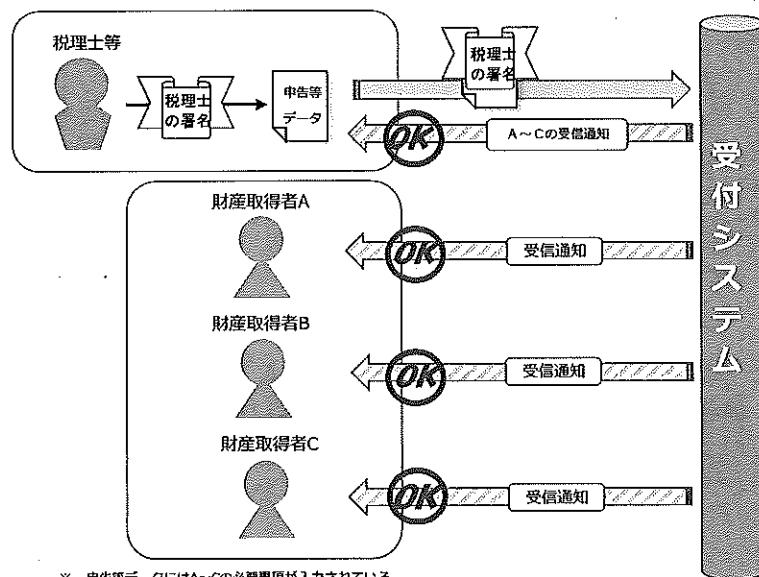
【答】

税理士等が代理送信を行う場合は、1回の送信につき最大9名分までの財産取得者の申告をまとめて行うことができます。

なお、財産取得者が9名を超える場合、2回目以降の送信で残りの財産取得者を入力することにより、申告書を提出（送信）することができます。

また、税理士等が①税理士情報を入力し、②電子署名を付して代理送信することで納税者本人の電子署名を省略して申告書を提出（送信）することができます。

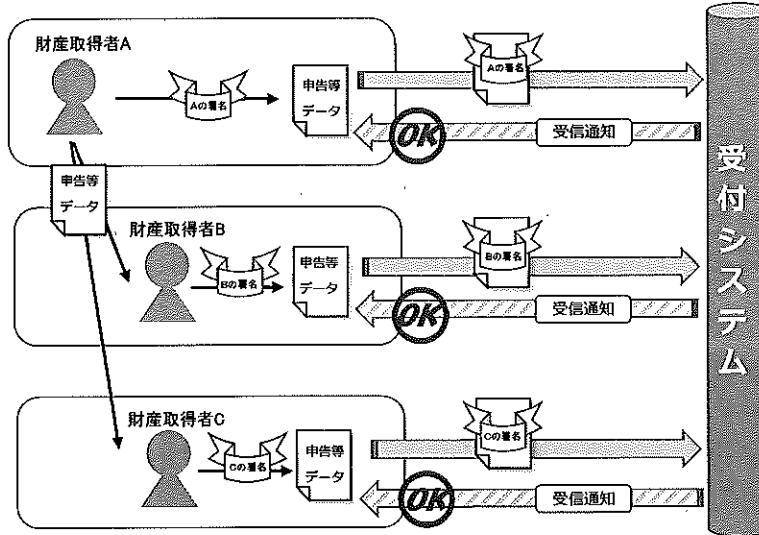
【税理士等による代理送信】



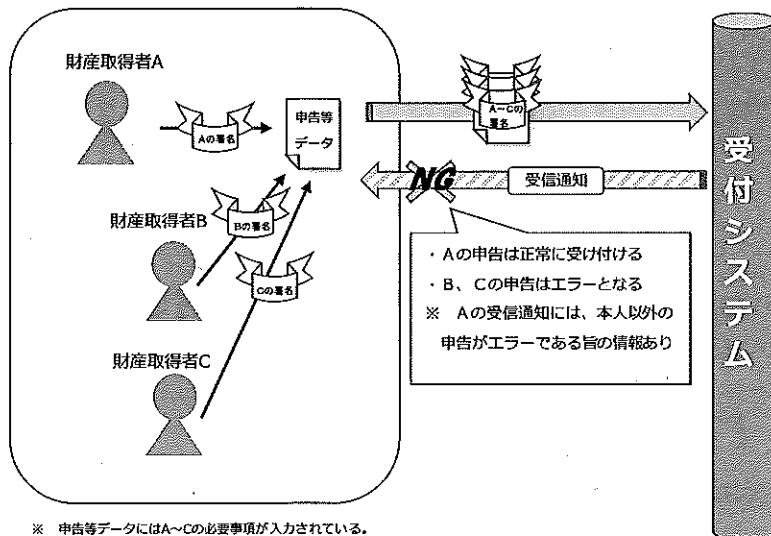
(参考)

納税者本人が送信を行う場合は、本人以外の財産取得者の申告をまとめて行うことはできませんので、財産取得者ごとに申告書を提出（送信）します。

【財産取得者ごとに申告 ⇒ ○】



【他の財産取得者と共同して申告 ⇒ ×】



問 11-2 複数の財産取得者の申告をまとめて代理送信する場合、その送信する申告等データに住所・氏名や金額等が入力されている全ての財産取得者が相続税の申告書を提出したことになりますか。

【答】

申告等データについては、住所・氏名や金額等の相続税の申告に必要な事項に加え、申告書第1表又は第1表(続)に利用者識別番号の入力がある財産取得者のデータを有効なものとして受け付けることになります(利用者識別番号の入力がない財産取得者については、メッセージボックスに受信通知が格納されません。)。

したがって、複数の財産取得者の申告をまとめて代理送信した場合であっても、申告書第1表又は第1表(続)に利用者識別番号の入力がない財産取得者については、相続税の申告書を提出したことになりません。

(注) 税務代理権限のない財産取得者に係る利用者識別番号については、入力しないようご注意ください。

問 11-3 複数の財産取得者の申告をまとめて代理送信する場合、他に何か注意すべきことはありますか。

【答】

複数の財産取得者の申告をまとめて代理送信する場合、利用者識別番号を取り違う可能性(財産取得者Aの申告に対して、財産取得者Bの利用者識別番号を入力する場合など)があります。

利用者識別番号を取り違えた場合、財産取得者のメッセージボックスには、他の財産取得者の受信通知及び納付区分番号通知が格納されてしましますので、利用者識別番号を入力する際は、申告をする財産取得者本人のものであるか確認す

るとともに、申告等データの送信後は、税理士等のメッセージボックスにも同じ受信通知が格納されますので、それぞれの受信通知から、利用者識別番号等の取り違いがないことを確認してください。

なお、メッセージボックスを確認した結果、利用者識別番号の取り違いがあった場合は、申告等データの再送信を行ってください。

《受信通知》

問12 複数の財産取得者の申告をまとめて代理送信した場合、受信通知はどのようにメッセージボックスに格納されますか。

【答】

正常に申告等データを受信した場合は、税理士等及び全ての財産取得者（利用者識別番号の入力がある財産取得者に限ります。）のメッセージボックスに正常に受信した旨の受信通知が格納されます。

なお、正常に申告等データを受信できていない場合は、エラー内容を示した受信通知等が税理士等のメッセージボックスにのみ格納されます。

※ 税理士等のメッセージボックスには、申告等データを送信した財産取得者の人数分の受信通知（受付番号は全て同じです。）が格納されます（3名の財産取得者の申告等データを送信した場合は、3件の受信通知が格納されます。）。

《イメージデータ送信の対象となる添付書類》

問13 相続税の申告書の添付書類をイメージデータにより提出することができますか。

【答】

戸籍の謄本などの法定添付書類のほか、提出をお願いしている書類についてもイメージデータにより提出することができます。

イメージデータによる提出が可能な主な添付書類は、以下の表のとおりです。

(注) 1 申告書は、イメージデータによる提出の対象となりません。

2 添付書類の名称は、例示として掲げているものであり、送付する添付書類の名称が相違している場合であっても類似するものであれば、イメージデータにより提出することができます。

3 この一覧は、平成31年4月1日現在の法令に基づくものです。

4 イメージデータによる提出に当たっては、可能な限り、項目ごとに複数の添付書類をまとめてイメージデータ化していただきますようお願いします。

I 法令上提出する必要がある書類

主な項目	添付書類の名称
1 一般の場合（2～4の特例等の適用を受けない場合） （相続税法第27条）	<p>次のいずれかの書類</p> <p>(1) 被相続人の全ての相続人を明らかにする戸籍の謄本（相続開始の日から10日を経過した日以後に作成されたもの）</p> <p>(2) 図形式の法定相続情報一覧図の写し（子の続柄が実子又は養子のいずれであるかが分かるように記載されたものに限ります。） なお、被相続人に養子がいる場合には、その養子の戸籍の謄本又は抄本の提出も必要です。</p>
2 相続時精算課税適用者がいる場合 （相続税法第27条）	<p>①上記1に掲げる書類</p> <p>②被相続人の戸籍の附票の写し（※） 相続時精算課税適用者の戸籍の附票の写し（※）（相続時精算課税適用者が平成27年1月1日において20歳未満の者である場合には、提出不要です。） ※ 相続開始の日以後に作成されたものに限ります。</p>
3 配偶者の税額軽減の適用を受ける場合 （相続税法第19条の2）	<p>①上記1に掲げる書類</p> <p>②遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し</p> <p>③相続人全員の印鑑証明書（遺産分割協議書に押印したもの）</p> <p>④申告期限後3年以内の分割見込書（申告期限内に分割ができない場合）</p>

主な項目		添付書類の名称
4	小規模宅地等の特例の適用を受ける場合 (租税特別措置法第69条の4)	【共通】 上記3に掲げる書類
	【特定居住用宅地等】 ・被相続人の親族で、相続開始前3年以内に自己等の所有する家屋に居住したことなど一定の要件を満たす人が、被相続人の居住の用に供されていた宅地等について特例の適用を受ける場合	特例の適用を受ける宅地等を自己の居住の用に供していることを明らかにする書類 ※ 特例の適用を受ける人が被相続人の配偶者である場合又はマイナンバー（個人番号）を有する者である場合には提出不要です。 ①相続開始前3年以内における住所又は居所を明らかにする書類（※） ②相続開始前3年以内に居住していた家屋が、自己、自己の配偶者、三親等内の親族又は特別の関係がある一定の法人の所有する家屋以外の家屋である旨を証する書類 ③相続開始の時において自己の居住している家屋を相続開始前のいずれの時においても所有していたことがないことを証する書類 ※ 特例の適用を受ける人がマイナンバー（個人番号）を有する者である場合には提出不要です。
	・被相続人が養護老人ホームに入所していたことなど一定の事由により相続開始の直前ににおいて被相続人の居住の用に供されていなかつた宅地等について特例の適用を受ける場合	①被相続人の戸籍の附票の写し ②介護保険の被保険者証の写し、障害福祉サービス受給者証の写しなど ③施設への入所時における契約書の写しなど
	【特定事業用宅地等】 ※ 特定事業用宅地等が一定の郵便局舎の敷地の用に供されている場合に限ります。	総務大臣が交付した証明書
	【特定同族会社事業用宅地等】	①法人の定款の写し ②法人の発行済株式の総数（又は出資の総額）及び被相続人等が有するその法人の株式の総数（又は出資の総額）を記載した書類でその法人が証明したもの
	【貸付事業用宅地等】 ※ 貸付事業用宅地等が平成30年4月1日以後に新たに被相続人等の特定貸付事業の用に供されたものである場合に限ります。	過去4年分の所得税青色申告決算書（不動産所得用）の写しなど被相続人等が相続開始の日まで3年を超えて特定貸付事業を行っていたことを明らかにする書類

II I以外で提出をお願いしている書類

主な項目		添付書類の名称
1	申告書作成時の検討内容を確認する書類	①相続税の申告のためのチェックシート ②税理士法第33条の2の添付書面に係るチェックシート【相続税】
2	相続財産の分割等に関する書類	①遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し（配偶者の税額軽減などの適用を受ける場合には、法令上提出する必要がある書類となります。②についても同様です。） ②相続人全員の印鑑証明書（遺産分割協議書に押印したもの）
3	不動産に関する書類	①所有不動産を証明するもの（固定資産税評価証明書、登記事項証明書等）の写し ②賃貸借契約書の写し ③小作に付されている旨の農業委員会の証明書の写し ④実測図の写し
4	事業（農業）用財産に関する書類	資産・負債の残高表の写し など
5	有価証券に関する書類	①証券、株券、通帳又はその預り証の写し ②配当金支払通知書（保有株数表示）の写し
6	現金・預貯金に関する書類	①預貯金・金銭信託等の残高証明書の写し ②預貯金通帳の写し
7	家庭用財産に関する書類	車検証の写し など
8	生命保険金等に関する書類	①保険証券の写し ②支払保険料計算書の写し
9	退職手当金等に関する書類	取締役会議事録の写し など
10	立木に関する書類	①立木証明書の写し ②森林経営計画書の写し ③森林簿の写し ④森林組合等の精通者意見の写し
11	その他の財産に関する書類	①借用証の写し ②会員証（券）の写し ③賃貸借契約書、通帳、領収書（控）の写し ④損害保険契約に係る保険証券の写し ⑤損害保険契約に係る支払保険料計算書の写し
12	債務に関する書類	①納付書の写し ②納税通知書の写し ③請求書の写し ④手形の写し ⑤賃貸借契約書の写し ⑥相続権利放棄申述の証明書の写し
13	葬式費用に関する書類	①領収証の写し ②請求書の写し
14	生前贈与財産の相続財産への加算に関する書類	①贈与証書の写し ②預貯金通帳の写し

主な項目	添付書類の名称
15 財産の評価に関する書類	①取引相場のない株式（出資）の評価明細書 ②上場株式の評価明細書 ③登録銘柄及び店頭管理銘柄の評価明細書 ④土地及び土地の上に存する権利の評価明細書 ⑤一般動産及び船舶の評価明細書 ⑥定期借地権等の評価明細書 ⑦市街地農地等の評価明細書 ⑧山林・森林の立木の評価明細書 ⑨特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の評価明細書 ⑩営業権の評価明細書 ⑪定期金に関する権利の評価明細書 ⑫信託受益権の評価明細書 ⑬実測図の写し ⑭土地の賃貸借契約書の写し ⑮住宅地図の写し ⑯固定資産税評価証明書の写し ⑰納税通知書の写し ⑱不動産売買契約書の写し ⑲登記事項証明書の写し
16 小規模宅地等の特例の適用を受けるときに居住用の部分と貸付用の部分がある場合	賃貸借契約書の写し など
17 相続税額の2割加算が行われる場合	①遺言書の写し ②贈与契約書の写し
18 障害者控除額がある場合	障害者手帳の写し など

《イメージデータの送信方式》

問 14 添付書類のイメージデータ送信については、どのような送信方法がありますか。

【答】

申告等データの送信時に、当該データとイメージデータを同時に送信する方式（同時送信方式）と申告等データの送信後に受信通知から追加で送信する方式（追加送信方式）があります。

なお、追加送信方式は、申告等データの受信通知の格納後1年間に限り、同一の受付番号に対して10回まで送信可能で、同時送信方式と併用することで合計11回送信することができます。

※ 複数の財産取得者の申告等データを送信した場合において、各財産取得者の受付番号は同一であるため、イメージデータを送信できる回数は、同時送信方式と追加送信方式の併用により合計11回となります。

なお、「添付書類送付書」の利用者識別番号及び氏名の欄には、選択した受信通知に係る財産取得者の利用者識別番号及び氏名が表示されます。

《イメージデータの送信可能なファイル数及びデータ容量》

問 15-1 添付書類のイメージデータ送信について、送信可能なファイル数とデータ容量について教えてください。

【答】

イメージデータによる送信が可能なファイル数及びデータ容量は以下のとおりです。

なお、イメージデータによる提出に当たっては、可能な限り、項目ごとに複数の添付書類をまとめてイメージデータ化していただきますようお願いします。

項目	1送信当たりの上限
ファイル数	最大 136 ファイル
データ容量	PDF ファイル合計で最大 8.0 MB

問 15-2 データ容量を超過してイメージデータを送信できない場合は、どのように提出すればよいですか。

また、提出する際に、収受印を押してもらうことは可能ですか。

【答】

送信できなかった添付書類とともに、出力した「相続税の申告書等送信票（兼送付書）」を郵送等により提出してください。

なお、「控」や「写」と表示し、提出書類でないことを明らかにした「相続税の申告書等送信票（兼送付書）」の控えについては、提出用と内容が同じであることが確認できる場合に限り、税務署において収受印を押なつすることは可能です。

《添付書類の提出省略》

問 16 相続税の申告を e-Tax により行う場合には、所得税の確定申告を行う場合の「生命保険料控除の証明書」や「寄附金控除の証明書」のように、添付書類について提出を省略できるものはありませんか。

【答】

相続税の申告を e-Tax により行う場合には、添付書類について提出を省略できるものはありません。

《マイナンバーの記載等》

問17 相続税の申告をe-Taxにより行う場合、書面による申告の場合と同様に、マイナンバー（個人番号）の記載（入力）は必要ですか。

【答】

相続税の申告をe-Taxにより行う場合においても、マイナンバー（個人番号）の記載（入力）が必要です。

なお、e-Taxにより申告手続を行う場合には、以下の表のとおりマイナンバー制度に係る添付書類を省略できます。

提出方法 本人確認書類等	e-Tax	(参考) 書面提出
① 税務代理権限証書の添付	必要 (送信された税務代理権限証書データにより確認)	必要
② 税理士証票の写しの添付	必要なし (税理士の電子証明書により確認)	必要
③ 関与先の番号確認書類の添付	必要なし (税務署のシステムにより確認)	必要

※ 税理士等が代理で申告する場合は、税務署において、①代理権の確認、②代理人の身元確認及び③本人の番号確認を行います。

令和元年台風第19号により被害を受けられた方へ (相続税・贈与税に係る財産評価の概要)

令和元年台風第19号により、被害を受けられた皆様に、心からお見舞い申し上げます。

「令和元年台風第19号による災害」(特定非常災害)により被害を受けた財産の相続税及び贈与税における評価方法等の概要は、次のとおりとなります。

I 特定非常災害発生日前(令和元年10月9日以前)に取得した財産の評価

1 土地等及び株式等【租税特別措置法に基づく特例評価】

	特例評価の適用要件		評価額
	取得時期	対象となる財産	
土地等	① 平成30年12月10日から令和元年10月9日までの間に相続等(相続又は遺贈)により取得したもの ② 平成31年1月1日から令和元年10月9日までの間に贈与により取得したもの	令和元年10月10日(特定非常災害発生日)において所有していた土地等のうち、特定地域 ^(注1) 内にある土地等【特定土地等】 令和元年10月10日において所有していた株式等 ^(注2) のうち、その取得の時において、特定地域内にあった動産等 ^(注3) の価額が保有資産の合計額の10分の3以上である法人の株式等【特定株式等】	特定非常災害の発生直後の価額(土地等の価額は、令和元年分の路線価等に「調整率」 ^(注4) を乗じて計算します。)によることができます。
株式等			

(注) 1 「特定地域」とは、特定非常災害により被災者生活再建支援法第3条第1項の規定の適用を受ける地域(同項の規定の適用がない場合には、その特定非常災害により相当な損害を受けた地域として財務大臣が指定する地域)をいい、令和元年11月6日現在で、次の地域が該当します。

都県名	特定地域	都県名	特定地域	都県名	特定地域
岩手県	宮古市、釜石市、山田町	栃木県	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、小山市、那須烏山市、茂木町	東京都	あきる野市、日の出町、檜原村
宮城県	県内全域	群馬県	富岡市、嬬恋村	神奈川県	川崎市、相模原市
福島県	県内全域	埼玉県	県内全域	長野県	県内全域
茨城県	県内全域	千葉県	県内全域	静岡県	伊豆市、伊豆の国市、函南町

2 金融商品取引所に上場されている株式など一定のものを除きます。

3 この場合の「動産等」とは、動産(金銭及び有価証券を除きます。)、不動産、不動産の上に存する権利及び立木をいいます。

4 「調整率」については、後日、国税庁ホームページでの公開を予定しており、公開予定日が決まり次第お知らせします。

2 家屋

特定非常災害発生日前に相続等又は贈与により取得した家屋の価額は、固定資産税評価額に基づいて評価します。

(注) 平成30年中に取得した家屋は平成30年度の固定資産税評価額を用い、令和元年(平成31年)中に取得した家屋は令和元年度の固定資産税評価額を用います。

3 参考(災害減免措置)

上記1の特例評価のほか、相続等又は贈与により取得した財産に被害を受けた方で、一定の要件に該当する場合には、「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」により相続税又は贈与税が減免されます(詳しくは、「相続税又は贈与税の災害減免措置について」をご覧ください。)。

II 特定非常災害発生日以後(令和元年10月10日以後)に取得した財産の評価

1 土地等

令和元年10月10日から令和元年12月31日までの間に相続等又は贈与により取得した土地等

のうち、特定地域内にあるものについては、「特定非常災害の発生直後の価額」（令和元年分の路線価等に「調整率」を乗じて計算した価額を基に評価した価額）に準じて評価することができます。

また、課税時期の現況において、特定非常災害により土地等が物理的な被害を受け、原状回復していない場合には、原状回復費用相当額^(注)を控除した価額により評価することができます。

(注) 原状回復費用相当額については、例えば、①原状回復費用の見積額の80%に相当する金額、又は②市街地農地等を宅地に転用する場合において通常必要とされる宅地造成費相当額から算定した金額とする方法が考えられます。

2 家屋

令和元年10月10日から令和元年12月31日までの間に相続等又は贈与により被災した家屋を取得した場合の評価方法は、次のとおりです。

(1) 被災した家屋の評価方法

取得した家屋について、被災後の現況に応じた固定資産税評価額が付されていない場合には、次の算式により評価することができます。

$$\left(\text{令和元年度の} \times 1.0 \text{倍} \right) - \left(\frac{\text{令和元年度の}}{\text{固定資産税評価額}} \times \begin{array}{l} \text{市町村の条例等に基づく被} \\ \text{災した家屋に係る固定資産} \\ \text{税の軽減又は免除の割合} \end{array} \right)$$

(2) 被災した家屋について、修理、改良等を行っている場合の評価方法

上記(1)の家屋について、特定非常災害の発生直後から課税時期までの間に修理、改良等を行っている場合には、次の算式により評価することができます。

$$\left(\begin{array}{l} \text{上記(1)により} \\ \text{計算した金額} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{特定非常災害の発生直後から課税時期まで} \\ \text{の間に投下したその修理、改良等に係る費用} \end{array} \times 70\% \right)$$

3 株式等

令和元年10月10において特定地域内にあった動産等^(注1)の価額が保有資産の合計額の10分の3以上である法人の株式等^(注2)を、令和元年10月10日以後同日を含むその法人の事業年度の末日までの間に相続等又は贈与により取得した場合において、その株式等を類似業種比準方式又は配当還元方式により評価するときは、上記Ⅰ1の「特定非常災害発生日前に取得した特定株式等」に準じて計算することができます。

(注) 1 この場合の「動産等」とは、動産（金銭及び有価証券を除きます。）、不動産、不動産の上に存する権利及び立木をいいます。

2 金融商品取引所に上場されている株式など一定のものを除きます。

III 申告期限の延長について

相続等により財産を取得した相続人等又は贈与により財産を取得した方が、上記Ⅰ1の特例の適用を受けることができる場合の相続税又は贈与税の申告期限は、次のとおりとなります。

なお、相続税について、相続人等のうちに、上記Ⅰ1の特例の適用を受けることができる方がいる場合には、その相続人等の全員の申告期限が次の期限まで延長されます。

税目	財産の取得時期（相続開始の日又は贈与の日）	申告期限
相続税	平成30年12月10日～令和元年10月9日	令和2年8月11日 ^(注)
贈与税	平成31年1月1日～令和元年10月9日	令和2年8月11日 ^(注)

(注) 国税通則法第11条の規定に基づき申告期限が延長された方は、令和2年8月11日とその延長された期限のいずれか遅い日が申告期限となります。

- このパンフレットは、令和元年11月6日現在の法令等に基づいて作成しています。
- ご不明の点や詳細につきましては、最寄りの税務署にお尋ねください。
- 税務署での面接による相談を希望される方は、お待ちいただくことなく相談に対応できるよう、あらかじめ電話により面接日時を予約（事前予約制）していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。

令和元年 11 月
国 稅 庁

「令和元年台風第 19 号」により被災された納税者の
相続税及び贈与税に係る申告・納付等の期限の延長について

この度の「令和元年台風第 19 号」により被害を受けられた皆様方に、心からお見舞い申し上げます。今回の台風により被害を受けた場合には、相続税及び贈与税の申告・納付等の期限について、次のような税制上の措置がありますので、ご確認ください。

1 指定地域内に納税地を有する方

指定地域内に納税地（相続税の場合、被相続人の住所地が納税地になります。）を有する方については、令和元年国税庁告示第 13 号により、令和元年 10 月 12 日以降に到来する申告・納付等の期限が、別途国税庁告示により定める日まで延長されます。

- ※1 相続税の場合、平成 30 年 12 月 12 日以降に相続等により財産を取得した方が対象になります。
2 贈与税の場合、平成 31 年 1 月 1 日以降に贈与により財産を取得した方が対象になります。

《指定地域》

都道府県名	指定地域
岩手県	久慈市、下閉伊郡普代村
宮城県	角田市、伊具郡丸森町
福島県	郡山市、いわき市、須賀川市、田村市、東白川郡矢祭町、石川郡石川町
茨城県	水戸市のうち秋成町、坪大野、愛宕町、飯富町、岩根町、大場町、上国井町、川又町、小泉町、渋井町、島田町、下入野町、下大野町、下国井町、水府町、田野町、田谷町、ちとせ 1 丁目から 2 丁目まで、中大野、東大野、平戸町、藤井町、元石川町、森戸町、吉沼町、若宮町、渡里町 久慈郡大子町
栃木県	栃木市 佐野市のうち赤坂町、朝日町、大蔵町、大古屋町、大橋町、庚申塚町、葛生西 1 丁目から 2 丁目まで、葛生東 1 丁目から 2 丁目まで、小中町、下羽田町、大町、田島町、天神町、天明町、並木町、船津川町、免鳥町
長野県	長野市のうち赤沼、大町、合戦場 1 丁目から 3 丁目まで、金箱、上駒沢、小島、三才、篠ノ井会、篠ノ井石川、篠ノ井有旅、篠ノ井岡田、篠ノ井御幣川、篠ノ井杵淵、篠ノ井小松原、篠ノ井小森、篠ノ井塩崎、篠ノ井東福寺、篠ノ井西寺尾、篠ノ井布施五明、篠ノ井布施高田、篠ノ井二ツ柳、篠ノ井山布施、篠ノ井横田、下駒沢、神明、津野、富竹、豊野町浅野、豊野町石、豊野町大倉、豊野町蟹沢、豊野町川谷、豊野町豊野、豊野町南郷、西三才、東犀南、穂保、松代温泉、松代町岩野、松代町大室、松代町小島田、松代町清野、松代町柴、松代町城東、松代町城北、松代町豊栄、松代町西条、松代町西寺尾、松代町東条、松代町東寺尾、松代町牧島、松代町松代、みこと川、皆神台、村山、柳原、若穂牛島、若穂川田、若穂保科、若穂綿内
長野県	千曲市のうち雨宮、栗佐、生萱、鑄物師屋、上山田温泉 1 丁目、上山田温泉 3 丁目、杭瀬下、杭瀬下 1 丁目から 6 丁目まで、桜堂、新田、須坂、力石、土口、戸倉温泉、中、八幡、若宮

(注) 指定地域以外に納税地を有する方であっても、今回の台風により被災された方については、所轄の税務署長に対して個別に申請することにより、申告・納付等の期限の延長を受けることができます。

2 特定土地等又は特定株式等を相続又は贈与により取得した方

「令和元年台風第 19 号」が特定非常災害^(注1)に指定されたことに伴い、特定非常災害発生日（令和元年 10 月 10 日）前に相続等により財産を取得した方又は贈与により財産を取得した方で、特定非常災害発生日において所有していた特定土地等^(注2)又は特定株式等^(注3)について、租税特別措置法第 69 条の 6 《特定土地等及び特定株式等に係る相続税の課税価格の計算の特例》又は同法第 69 条の 7 《特定土地等及び特定株式等に係る贈与税の課税価格の計算の特例》を適用することができる場合、同法第 69 条の 8 《相続税及び贈与税の申告書の提出期限の特例》の規定により、相続税又は贈与税の申告期限が国税通則法第 11 条の規定に基づく延長された申告期限（国税庁告示によって定められます。）と特定非常災害発生日の翌日から 10 か月を経過する日（令和 2 年 8 月 11 日）とのいずれか遅い日まで延長されます。

なお、相続税については、相続人等のうちに同法第 69 条の 6 の規定の適用を受けることができる者がいる場合、その相続人等の全員の申告書の提出期限が延長されます。

※1 相続税の場合、平成 30 年 12 月 10 日から令和元年 10 月 9 日までの間に相続等により財産を取得した方が対象になります。

2 贈与税の場合、平成 31 年 1 月 1 日から令和元年 10 月 9 日までの間に贈与により財産を取得した方が対象になります。

(注) 1 「特定非常災害」とは、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、当該非常災害の被災者の行政上の権利利益に係る満了日の延長等の措置を講ずることが特に必要と認められるものが発生した場合に指定されたものをいいます（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第 2 条第 1 項）。

なお、「令和元年台風第 19 号」による災害については、特定非常災害発生日を令和元年 10 月 10 日として、特定非常災害に指定されています（令和元年政令第 129 号）。

2 「特定土地等」とは、特定地域^(注4)内にある土地等をいいます。

3 「特定株式等」とは、株式等（金融商品取引所に上場されている株式など一定のものを除きます。）のうち、その取得の時において、特定地域内にあった動産等（動産（金銭及び有価証券を除きます。）、不動産、不動産の上に存する権利及び立木をいいます。）の価額の合計額が保有資産の合計額の 10 分の 3 以上である法人の株式等をいいます。

4 「特定地域」とは、特定非常災害により被災者生活再建支援法第 3 条第 1 項の規定の適用を受ける地域をいいます。「令和元年台風第 19 号」による災害に係る特定地域は、令和元年 11 月 6 日現在で次のとおりです。

《特定地域》

都道府県名	特定地域	都道府県名	特定地域
岩手県	宮古市、釜石市、山田町	埼玉県	県内全域
宮城県	県内全域	千葉県	県内全域
福島県	県内全域	東京都	あきる野市、日の出町、檜原村
茨城県	県内全域	神奈川県	川崎市、相模原市
栃木県	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、小山市、那須烏山市、茂木町	長野県	県内全域
群馬県	富岡市、嬬恋村	静岡県	伊豆市、伊豆の国市、函南町